

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成20年11月19日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

11月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号の審査	2
補足説明（教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、藤浦雅彦委員）	
散会の宣告	68

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月19日(水) 午前10時 開会
午後4時37分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	本保加津枝	委員	森西 正
委員	藤浦雅彦	委員	森内一歳	委員	安藤 薫

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	羽原 修	同部理事	平岡利彦	同部次長兼総務課長	馬場 博
同部参事兼人権教育室長	高橋敏夫	同部参事兼教育研究所長	以登田 毅		
総務課参事	岩見賢一郎	学務課長	北野人士	同課参事	大橋徹之
学校教育課長	前馬晋策	同課参事	平松直樹	同課参事	若狭孝太郎
生涯学習部長	大場房二郎	青少年課長	川崎敏康		
生涯学習スポーツ課長	小林寿弘	同課参事	上 清隆		
市民図書館長	高田繁夫	同館参事	石田一男		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局書記	杉本 徹
------	------	------	------

1. 審査案件

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。森山市長。

○森山市長 おはようございます。

もう秋の行事も大詰めを迎えておりますけれども、お忙しい中、皆さんには、本、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

このたび柴田委員長、本保副委員長、ご就任おめでとうございます。各委員の皆さんには、また1年間いろいろとお世話になります、どうぞよろしくお話ししたいと思います。

本日の案件は、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、所管分についてご審査をいただくこととなりますが、どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席をいたしますが、どうぞよろしくお願い致します。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。羽原教育総務部長。

○羽原教育総務部長 それでは、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、教育総務部が所管いたしております事項につきまして、決算書に従い補足説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、決算書36ページ、款13、使用料及び手数料、項

1使用料、目7、教育使用料は、学校、幼稚園の敷地内にある電柱等用地使用料と幼稚園の入園金及び保育料による収入でございます。

次に、40ページの項2、手数料、目6、教育手数料は第二中学校の隣接地との境界明示、2筆分の手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目3、教育費国庫負担金は、味舌東小学校校舎増築に係る国庫負担金でございます。

44ページ、項2、国庫補助金、目3、教育費国庫補助金の主なものといたしましては、幼稚園の就園に係る保護者負担の軽減を図る国の補助金の他、柳田小学校の耐震補強工事並びにトイレ改修等の大規模改造工事、及び味舌東小学校の給食調理場整備工事に対する安全・安心な学校づくり交付金などがございます。

次に、52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の主なものは、教職員研修経費の補助のための教員研修事業費補助金、幼・小・中学校間の教育連携活動を図るための総合的教育力活性化事業補助金、小学校での来校者受付員配置に対する学校安全緊急対策事業費補助金などがございます。

54ページ、項3、委託金、目4、教育費委託金の主なものは、中学校の不登校対策として実施している不登校支援協力員配置事業委託金などがございます。

次に、58ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入は、奨学資金貸付金の償還金でございます。

歳入の最後といたしまして、66ページから68ページにわたります、項4、雑入、目1雑入、節1、雑収入のうち、主なものは、学校給食費負担金等ござ

います。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

まず、210ページ、款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費は、教育委員に係る諸経費で教育委員の報酬が、その主なものでございます。

212ページ、目2、事務局費は、教育委員会事務局の運営全般にかかわります経費で、主なものといたしましては事務局職員の人件費のほか、節7、賃金は、障害児介助員や障害児等支援員、校務補助嘱託員等の賃金でございます。

節8、報償費は、新1年生の入学祝い品のランドセル購入費、及び学校安全管理受付員の個人ボランティアの方への報償金でございます。

214ページの節11、需用費、消耗品費の主な内容は、小学校受付員配置に伴う安全対策の物品や、安全対策事業といたしまして児童に貸与する防犯ブザーの購入費等でございます。

節13、委託料の主な内容は、登下校の安全を確保するため、小学校通学路に配置した交通専従員の経費、各小学校と幼稚園に配置いたしました受付員業務などの経費でございます。

節14、使用料及び賃借料の主な内容は、茨木養護学校に通学する肢体不自由児童を、自宅からバス停までの間送迎する自動車借上料などでございます。

次に216ページ、節21、貸付金は、経済的理由により高校進学が困難な生徒への奨学資金貸付金でございます。

同ページ、目3、教育研究所費は、教育研究所の運営に係る経費で、主なものといたしましては適応指導及び教育相談に携わります教育指導嘱託員に係る報酬、自宅から出られない子どもに対して大学生のさわやかフレンドを家庭へ派遣する

報償金などでございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち、教育研究会補助金は、連合水泳大会や連合音楽大会、及び教育研究会の活動に要した経費でございます。

同ページから218ページの日4、教育指導費の主なものといたしましては、子育ての悩みや不安を抱く家庭を支援し、子どもの学校生活を充実させる学校・家庭連携支援モデル事業の経費、小・中学校に英語指導助手などを派遣する国際理解教育推進事業に係る経費、学力定着度の調査に係る経費などでございます。

次に220ページ、目5、教育推進費の主なものといたしましては、中国帰国子女等への日本語指導や土曜つながり推進事業における指導員の配置などに要した経費でございます。

同ページ、目6、人権教育指導費の主なものといたしましては、人権教育についての管理職研修、教職員研修などに要した経費などでございます。

同ページから224ページにわたります項2、小学校費、目1、学校管理費は、市内12小学校の管理運営に係る給食調理員、校務員の人件費、施設設備の維持管理及び消耗品、備品、図書等の購入などに要した経費でございます。

人件費を除く主なものといたしましては、教科用や通常の学校管理に必要な消耗品費、光熱水費や修繕料、電話等の通信運搬費、そのほか施設の維持管理に必要な法定点検等の委託料、夜間における機械警備委託料、休日や時間外の学校管理委託料、小学校コンピューター事業に係る経費、学校用地の借地料のほか、電子複写機レンタル料などとなっております。

224ページ、目2、教育振興費の主なものといたしましては、卒業記念品を

購入するための報償金、理科教育等の備品購入費、要保護及び準要保護児童に対する扶助費などに要した経費でございます。

同ページ、目3、保健衛生費の主なものといたしましては、小学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬、児童及び教職員に対する各種健康診断等の報償金及び委託料、学校管理下における児童の災害に対応するための日本スポーツ振興センター負担金、要保護及び準要保護児童に対する医療費扶助などに要した経費等でございます。

同ページから226ページにわたります、目4、学校給食費の主なものといたしましては、給食調理員パート等の賃金、給食に係る賄材料費、衛生管理の委託料、烏飼西小学校給食調理室のドライ化改修工事及び味舌東小学校の給食調理場建設に伴う工事費、給食調理用器具の購入費、準要保護児童に対する給食費の扶助などに要した経費などでございます。

226ページ、目5、養護学級費は、各小学校の養護学級運営に要した物品や備品の経費でございます。

同ページ、目6、建設事業費の主なものといたしましては、柳田小学校と味舌東小学校の増改築等に係る工事監理委託料、味舌東小学校体育館の耐震二次診断及び実施設計に係る委託料、柳田小学校の校舎並びに体育館の耐震補強工事及びトイレ等の大規模改修工事と、味舌東小学校の校舎等増改築工事に要した工事請負費でございます。なお、味舌東小学校に係る継続費につきましては、先の第3回定例市議会におきまして、精算報告をさせていただいたとおりでございます。

また、柳田小学校の工事費等の経費につきましては、平成18年度から全額明許繰越しし、平成19年度に執行いたし

たものでございます。

次に、226ページから230ページにわたります項3、中学校費、目1、学校管理費は、市内5中学校の管理運営に係る校務員の人件費、施設設備の維持管理及び消耗品、備品、図書等の購入などに要した経費でございます。

人件費を除く主なものといたしましては、小学校と同様に、教科用や通常の学校管理に必要となる消耗品費、光熱水費や修繕料、電話等の通信運搬費、また施設の維持管理に必要な法定点検等の委託料、夜間の機械警備委託料、休日や時間外の学校管理委託料、中学校コンピューター授業に係る経費、管理用及び教科用の備品や図書の購入などに要した経費が、その主なものでございます。

230ページ、目2、教育振興費の主なものといたしましては、卒業記念品の購入、理科教育等の備品購入費、要保護及び準要保護生徒に対する扶助などに要した経費でございます。

同ページから232ページにわたります、目3、保健衛生費の主なものといたしましては、中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬、生徒及び教職員に対する各種健康診断等の報償金、委託料、学校管理下の生徒の災害に対応するための日本スポーツ振興センター負担金などに要した経費でございます。

232ページ、目4、養護学級費は、各中学校の養護学級運営に要した物品や備品の経費でございます。

次に同ページから234ページにわたります、項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、市内3幼稚園の管理運営に伴う幼稚園教諭の人件費、非常勤職員等賃金、施設設備の維持管理及び消耗品、備品等の購入などに要した経費でございます。

人件費を除く主なものとしたしましては、小・中学校費と同様に、光熱水費や修繕費、施設の維持管理に必要な法定点検等の委託料、園児送迎用バス運行委託料、園務員業務委託料、保育用備品や図書の購入などに要した経費でございます。

234ページ、目2、教育振興費の主なものとしたしましては、幼稚園教育の振興、奨励と保護者負担の軽減を図るための保護者補助金などに要した経費でございます。

同ページから236ページにわたります、目3、保健衛生費の主なものとしたしましては、幼稚園の園医、歯科医、薬剤師の報酬、園児及び教職員に対する各種健康診断等の報償金及び委託料などでございます。

以上、教育総務部にかかわります平成19年度決算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 それでは続いて、大場生涯学習部長。

○大場生涯学習部長 続きまして、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、生涯学習部が所管いたしております事項につきまして、決算書に従い補足説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、36ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目7、教育使用料につきましては、くすの木公園・柳田の両テニスコート、青少年運動広場、温水プール、各体育館、小中学校体育施設、二中・四中の夜間照明設備、現在の三宅柳田小学校多目的ホール、スポーツ広場、学童保育の保育料及び公民館などの各使用料でございます。

次に、52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金につきましては、学童保育室の運営及び

施設整備、家庭の教育力の向上を図るための地域親学習支援事業、各小学校で開催しております放課後子ども教室、いわゆる「わくわく広場」に対する補助を受けたものでございます。

次に、68ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入につきましては、チャレンジャークラブ参加負担金、芸能文化祭出演料、摂津音楽祭審査料、水泳教室参加費、各種スポーツ教室参加費、フレッシュコンサート入場料、青少年運動広場に設置いたしました運動用具保管庫利用料、摂津市史売却収入などが主なものでございます。

続きまして、歳出でございますが、236ページ、款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬、生涯学習研修会の開催に係る報償金、各種負担金などでございます。

次に、238ページ、目2、文化振興費につきましては、文化振興計画策定に向け設置された文化振興計画策定懇話会委員報償金や、美術展、演劇祭、芸能文化祭、音楽祭、フレッシュコンサートなどの委託料、生涯学習関係団体の活動の成果を発表する場として、生涯学習サミットや、ろうそくファンタジーなどを実施した生涯学習フェスティバルなど、各種文化振興事業に要した経費でございます。

次に、目3、青少年対策費につきましては、学童保育事業や各青少年対策事業に要した経費で、その主なものとして、学童保育室指導員の賃金、地域社会から子どもの安全安心を見守る「こども110番の家」事業や、子どもの安全見守り隊事業に係る経費、こどもフェスティバル、青少年指導員活動や成人祭、青少年リーダー養成のチャレンジャークラブなどの委託料、烏飼西学童保育室新築工事

費及び学童保育室の運営に係る経費などでございます。

次に、242ページ、目4、公民教育費につきましては、生涯学習まちづくり推進市民会議の委員報償金、家庭教育学級などの開催に要した経費などでございます。

次に、目5、公民館費につきましては、市立公民館5館の館長報酬をはじめ、公民館運営審議会の委員報酬、公民館に配置されている13名の社会教育指導嘱託員報酬、各種公民館講座開催にかかる報償金、各公民館まつりに要した経費、味生公民館屋上のガス空調機撤去に伴う修繕料など各公民館の運営・維持管理に要した経費等でございます。

次に、244ページ、目6、文化財保護費につきましては、文化財保護審議会の委員報酬などの経費や市内の文化財などを保護・保存するために要した経費などでございます。

続きまして、項6、図書館費、目1、図書館総務費につきましては、郷土行政資料の整理等に係る社会教育指導嘱託員報酬や図書館協議会委員報酬などの経費、鳥飼図書センターの運営を摂津市施設管理公社に業務委託したことに伴う経費等でございます。

次に、248ページ、目2、図書館管理費の主なものといたしましては、市民図書館と鳥飼図書センターの維持管理に要した経費及び図書館の電算システムに要した経費等でございます。

また、備品購入費は、9,125冊の図書購入に要した経費でございます。

続きまして、250ページ、項7、保健体育費、目1、保健体育総務費につきましては、スポーツの振興を図るため、ご尽力いただいております体育指導委員報酬や社会体育施設に係る施設賠償責任

保険料、三島地区体育指導委員連絡協議会負担金や大阪府体育連合負担金などでございます。

次に、252ページ、目2、体育振興費につきましては、市長杯総合スポーツ大会、市民ニュースポーツの集い事業、トレーニング指導業務、市民マラソン大会、体カテストに係る委託料、また体育協会をはじめとする社会体育団体、及び地区市民体育祭実施に係る補助金などでございます。

次に、目3、体育施設費につきましては、社会体育施設の指定管理者への委託料のほか、小、中学校のグラウンド・体育館の開放に伴う学校開放運営委員会への委託料、味生体育館用地の土地借上料及び青少年運動広場に設置いたしました団体貸し出し用器具庫の購入費などでございます。

以上、生涯学習部に係ります平成19年度決算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは早速、幾つか質問をさせていただきます。

平成19年度は、森山市政3期目ということで、基盤整備と子どもに目を向けた予算ということでございました。子どもにどのように目を向けられて、どのような予算執行がされてきたのかということが今、本当に注目されているのかなと思います。

ちょっと振り返ってみますと、子どもに目を向けたという点では、子どもの医療費の対象年齢4歳未満から5歳未満に拡大してきました。今年度はさらに就学前まで拡大されてきているわけですが、

誕生4か月後の乳児全員の訪問をされる
とか、文教常任委員会に係る点では、私
立幼稚園の3歳児への保護者補助金が拡
大されたという点では、評価のできる部
分もあったのかなと思います。

その一方で、平成17年12月に小学
校の統廃合が決まり、平成18年、19
年とかけて20年4月の統廃合に向けた
さまざまな準備が行われ、19年はそれ
に向けた最終的な通学路の問題である
とか、それから校舎、施設の問題だとか
いうものに予算が振り向けられてきた
というような年度であったかなという
ように思います。そういったことを
ちょっと最初に申し上げながら質問
に入りたいと思います。

最初に、概要のページをお伝え
できる部分についてはお伝えしながら、
質問をしたいと思います。

最初は、概要で131ページ、最初
の教育委員会事業についてお聞き
したいときと思います。

平成19年ですね、法改正で教育
委員会の事務の管理及び執行状況の
点検・評価して、その結果が報告書
として議会に提出されました。そ
して、小学校統廃合、給食民間委託、
学力、いじめ、不登校、社会教育
など、多岐にわたる課題に対する
取り組み状況も広く明らかにして、
市民の信頼を得て、摂津の教育の
発展につなげていくという趣旨だ
と思うわけですが、その報告書に
いろいろと今回出していたことで、
事務報告書プラスいろいろな中身
もあらかじめわかりました。

大変に勉強にも役に立っている
わけですが、その中で教育委員会
の会議を見ますと、毎月1回、定
例の会議もされておられる。付議
案件も含めて100件を超す案件
を取り扱っておられると

いうことで、その案件名を一つ
一つ見ても本当に多岐にわたって
いる。子どもの教育、いじめ、
それから社会教育全般にわたって
いろいろなことが行われている
わけです。

この報告書を見ますと、非常に
多岐にわたるということで、詳細
については議事録をぜひ見てほ
しいというようなことでまとめ
て書かれているわけです。

議事録はもちろん公開されて
ますし、教育委員会の会議も傍
聴ができることになっておられ
ますが、傍聴の方は定数もござ
います。議事録については、教
育委員会の事務局の方に伺っ
て見させていただくというよう
な状況になっておりますけども、
やはり広くですね、せっかくの
こういう評価報告書が出されて、
広く摂津の教育委員会はどんな
ことをされているのか、子ども
たちや地域の教育、生涯学習に
ついてどんな議論をされて私の
前に提案されてきているのか、
もしくは運営されているのか
知っていただくためにも、議
事録をもっと広く公開する必要
があるんじゃないかなと思うん
です。

今現在、ちょっと公開の方法
ですね、ホームページの公開も
含めてどのようになっているの
か、ちょっと最初に教育委員
会の問題についてお聞きした
いと思います。

それから、教育委員の問題に
ついては、さきの第3回定例会
でも本会議冒頭でいろいろと
議論もありました。その中で
教育委員さんの資格要件など
も大きな議論の一つになり
ました。当然、広く教育にか
かわる広い見識を持っておら
れる方というようなこととあ
わせて、幾つかの資格要件が
あって、一つ一つ就任される
ときには、そういった文書を出
して確認させていただくという
ようなお話があったわけですが
けども、その点の文書をどのよう

な文書になっているのかについてもちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

続いて、二つ目の質問に移ります。概要132ページにあります安全対策事業です。大阪教育大学の池田小で起きた痛ましい事件から、摂津市の教育委員会も大阪府に先駆けて、各小学校に受付員ボックスを設けられました。幼稚園にも設置もされてきているという状況ですが、その受付員の配置状況はどうなっていますでしょうか。有償ボランティアさんということで、地域の方々に入っただく、その受付ボックスのボランティアの方に、地域の子どもたちに声をかけながら、顔を知っていただきながら地域の教育力も高めていただくというのも目的の一つだったかと思えますけれども、その点、19年度の受付員ボランティアの配置状況などをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点は防犯ブザーです。これも子どもたちの安全をということで、すべての児童に防犯ブザーが貸与されていますが、実際問題、この防犯ブザーがこの間ずっと貸与されてきているわけですが、一定その効果とか運用の方法とか検証をする必要があるのではないかなというふうに思っています。

といいますのも、防犯ブザー、本当に日ごろ携帯できて、それを活用できるような状況なのかどうか、すぐにとれてしまったり修理が必要で、そのままになっている、電池がなくなっている、それからかばんの中に入ったままと、どこにあったかわからない、そういった管理等も漏れ伝わってきているわけですが、その点の管理、運用、それから防犯ブザーの貸与についての検証、平成19年度、現段階においてどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思

ます。

3点目に移ります。概要133ページでございます小中学校通学区事業です。

その一つとして、通学区の審議会の予算が当初組まれておりましたけれども、結局、未執行に終わっているということは、審議会が開かれていなかったのかなと思うわけですが、平成17年の小学校統廃合の後に平成18年度に通学区審議会が2回ほど行われたのかなと思うわけですが、前年の平成19年度において、この通学区審議会が開かれなかった、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思

います。

それから、交通専従員さんについてです。地域ではボランティア、セーフティパトロール隊や民生児童委員さんや、さまざまなボランティアの方々が子どもの通学について、安全を守るために自主的に立っていただいているという姿をよくお見かけをしまして、私も、子どもを学校に送り出している親としても非常にありがたく、感謝するわけなんですけれども、一面、やはりそういったボランティアを最初から当てにしている通学道路の安全を守るということでは、教育行政としてはやっぱり問題なのかなと。そういう点で、この交通専従員さんというのが配置されていると思うわけなんですけれども、決算概要を見ますと、専従員さんが11か所17名、18年度、17年度と人数的にはそれほど変わっておりませんが、小学校区は12校区ございました。この17名という数字がもちろん危険な場所のところへの優先順位が決まっているかと思えますが、その辺の配置の基準、それから増員ができるのかどうか、増員の要望等があった場合にどのように対応されているのかということをお聞かせいただけない

でしょうか。

4点目は、ちょっと幾つか、いじめ、不登校の問題についてちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

あらかじめ、この間の文教での議論ですとか、それからあらかじめ既に出されている資料だと思うんですけども、いじめ、不登校の資料もいただいているわけですけども、不登校については、2001年、179人だったと。2007年には114人に減少してきていますけども、各学年順繰り順繰り小学校6年生から中一、中二、中三となっていくときに、その学年ごとで見ていくと、増えてきたという傾向を資料をいただいた中で感じています。

不登校の原因というのは、それこそ一律ではなくて、数字を減らすことに血道を上げると。もちろん減るのに越したことはありませんが、一人ひとりの状況がございいますから、不登校の数字を下げる、不登校の数を減らすために、そこに力を注ぐことが逆に子どもを追い込んでいくことにもつながるということで、単純にはこの数字を下げるために一律的なものをやるということは決していいことではないというように思っていますが、しかし、学校に早く復帰したい、それから復帰できるまでの間の学力の保証という問題も考えていく必要があるのかなと思うんです。

そういう点ではいろいろな取り組みもされていて、適応指導教室やさやわかフレンド、不登校緊急対策事業と、幾つかの事業名で分かれているわけで、その点の取り組みの状況をちょっとお聞かせいただけないかなと思います。

それから、相談事業においては、学校教職員、さやわかフレンドさんですとか教育研究所の方での相談員さん等の資料

は事務報告書等で見れるわけですけども、例えば不登校、学校にちょっと行けなくなったなというときの学校の先生ですね、担任の先生や教頭先生、校長先生、教職員と保護者、子どもとの最初の交わりといますかコミュニケーションというものについてもちょっとお聞かせをいただけないかなと思います。

続いて、いじめの問題についてですが、こちらも評価報告書にもありましたけども、いじめというのは絶対あってはならない。どんな理由があってもいじめはあってはならないものだと思っています。認知件数については、残念ながら増加傾向にあるようなんですけども、改めて対応とそれから防止策、いじめが起きたときの対応策と、それからいじめを起こさないための防止策というものを行われているかと思いますが、その点についてお聞きしておきたいと思います。

次へ行きます。5番目についてですけども、事務報告書の308ページにあります学級数と教職員数についてちょっとお聞きしたいなと思うわけです。この間、学級数もやや増えてきている中で、学校の教職員の方々が、日々のお仕事と、それから今申し上げたように、不登校やいじめの問題であるとか、それから地域との関係等々で非常に大変なお仕事をされている。

子どもだけでなく地域の大人たちとの関係、社会との関係、非常にトータル的なお仕事をなされているということで、非常に先生たちの負担が大きいのではないかなというふうに思っているわけなんですけども、学級数が増えてきているということで、例えば空き教室ですね、今回、20年度は統廃合されましたけども、空き教室の転用なんかも非常に活発に行われているわけですけども、現段階で学

級数が増えていく傾向と、それからさまざまな少人数授業などの取り組みが行われていって空き教室を転用されているわけですが、その点の教室の状況等をお聞かせいただきたいなと思います。

それから、教職員の皆さんのさまざまな仕事をしていく中でのメンタル面でのフォローですね、それからメンタルや病気などによって休職をされる場合のフォロー、先生がお休みに入ったときであっても学校運営はしていかなければならないんですけども、そこを補充するために講師がきちんと事足りているのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、6番目についてですけども、6番目は、概要でいきますと140ページ、144ページ、148ページあたりなんですけども、小学校、中学校、幼稚園、その他、設備の管理なんですけども、浄化槽の保守管理委託料が計上されています。さきの本会議でも少し議論になっておりましたけども、下水道の供用が始まったところで、文教常任委員会にかかわる施設、小学校、中学校、幼稚園や体育館、公民館、図書館等下水の接続状況ですね。当然、供用開始された際には接続をします。やっていくことが必要だと思いますけども、その点の状況について。

それからあわせて、公共施設、学校施設等で、まだ下水が供用開始されていないような学校や施設について、ありましたらお聞かせをいただけないかなと思います。

次へ行きます。学力の問題で、これは決算概要で137ページでございますが、学力定着度テスト、調査事業にかかわって、平成19年度からスタートした全国一斉学力テストを含めてお聞きしたいなと思います。

まず、1点目です。最初にお聞きしたいのは、平成19年の全国一斉学力のテストの結果が公表されたのは非常に遅かったということで、いろいろ世論やマスコミなどでも批判が集中したわけですが、摂津市の平成19年度の学力テストの結果公表に、平均正答率というのは非公表にするという方針が出されましたが、その辺の理由については改めてちょっとお聞きしておきたいなと思います。

また同時に、平成16年から摂津市独自で行っている定着度テストについて、これは毎年結果や学習、生活状況のアンケートも含めて公表されておられるわけですけども、こちらの定着度テストについては平均正答率も含めて公表されているんですね。一斉テストでは、平成19年は平均正答率は公表しないでいこうと。

しかし、定着度テストでは公表されていると。その辺の違いは一体どこにあったのかなということを最初にちょっとお聞きしておきたいなと思います。

次へ行きます。統廃合にかかわって幾つかお聞きしておきたいと思うんですけども、統廃合を進めていく上で、決算概要で137ページの適正配置に伴う児童支援プログラムがあります。子どもたちがスムーズに新しい学校に溶け込めるようにというようなプログラムが平成17年から徐々にスタートしてきたわけですけども、その点の取り組みについてちょっとお聞かせいただきたい。

それから、統合先の学校での校舎の設備、それから給食場の新築・増築・改修などが耐震補強工事などともあわせて行われてきておりますが、味舌東小学校では、校舎新築で既に議論が得られていることかと思うんですけども、改めてお聞きしておきたいんですが、校舎新築と当初予算4億円ほどだったものが、補正等

を組まれて8億円に移って、最終的に決算では7億7,7600万円ということになっておりますが、その点の経過、なぜこのような、4億円から8億円というのは倍にもなっております。その点の経過を改めてちょっと確認をしておきたいなと思います。

それから、耐震補強については、味舌東・柳田の耐震補強。こちらも当初ゼロだったのが2億円にあって、9,650万円。繰り越し5,100万円で、これも精算の説明がありましたけども、改めてもう一度お聞かせいただきたい。

それから同時に、味舌東小学校では、耐震補強や校舎新築、給食場の新築にあわせて壁面の改修を同時にやられて、変更の補正で上がってきたわけですけども、その辺の経緯についてもちょっとあわせてお聞かせいただきたいなと思います。

次へ行かせていただきます。小学校給食にかかわってです。給食は子どもたちの食育、それから子どもたちに安全で安心な温かい給食をということで、自校方式、直営方式を堅持をされてきて、平成19年度までは実施をされてきたということであります。

近年、食の安全を脅かすような事件が非常に多発していて、学校給食にまで食材の問題が取りざたされているというような状況のもとで、小学校給食の食材の安全・安心について、平成19年度の取り組みをお聞かせいただけないかなと思います。

あわせて、平成20年度は民間委託が鳥飼西小学校で、調理部門の民間委託というような形で、平成19年度では教育委員会議の中でも議論がされてきた。それから業者の選定も平成19年度に行われてきたわけですけども、その点の民間委託を進めていくという上で、民間委託

をやるということの判断を、どのような議論で、教育委員会議で業務委託をしていくことを決められたのかということをお聞かせしたいと思います。

それから、鳥飼西小学校の給食調理場が増築されています。ドライ化の工事ということなんですけども、工事の期間が、事務報告書によりますと5月14日から9月28日までということになっております。実際のところ、2学期が始まって9月スタートから約1か月については、学校の給食調理場は使えずに仕出しの弁当が支給されたということでありました。

この点、やはり基本は夏休み中に工事を済ませて、きちんと安全な給食を提供していくというのが本来あるべき姿ではないかなと思うわけですけども、工期の遅れ、それから今後のドライ化の工事が計画されておりますけども、今後このようなことが起き得るのか、私は起きるべきではないと。

既にドライ化の工事をやった中では、以前やられた小学校では、この仕出し弁当よりも、さらにちょっと、おにぎりを配られたというようなお話も聞いているんですけども、1か月といえども、子どもたちの大事の給食が滞るということは、やっぱりあってはならないことだと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいなと思います。

すみません、少し戻りますが、概要の137ページに学校部活動等助成事業というのがございまして、162万円執行されています。この間も、この問題というのは、中学校のクラブ活動というのは、ずっと続いてきた問題なのかなと思うわけですが、中学生が行く学校で自分のやりたいクラブがないよというようなお話を何回もお聞きしています。そうした中で、顧問の先生、指導者はどうなのかと

いうと、先生たちも自分がやっていたスポーツや競技であればまだしも、経験のないものを指導する、顧問につく。実際の大会が行われたときには、それについて審判までしなければならないということ言えば、もちろん体力的にもそうですけども、精神的な負担というのはかなり大きいというようなお話もお聞きしているわけです。

そういう点で、しかし、子どもたちは自発的に自分がやりたいスポーツをやりたいんだということで、友達同士、声をかけたりして、学校の先生にお願いをするケースというのもあるそうですね。例えば、子どもたちが自発的に署名を集めて、校長先生に出して、何とかお願いします。もちろん校長先生としてみたら、そんなに簡単にできるものでないよということで、うまいこといかない訳なんですけども、子どもたちのそうした自発的な運動といいますか、そういった発意というものを摘んでしまうということは、やはり教育、子どもたちの将来にとってもよくないことではないかなというふうに思うわけです。もちろん先生たちや学校の状況もしっかりと見ていかなければいけないというわけで、このままではやはりなかなか解決は難しいと思うわけですけども、部活動の指導する指導者の方々も、先生以外の方を登用するというような登録バンクのようなものというのでも以前もどなたかが質問されていましたが、その点をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

それから、順序が逆になりましたけども、助成金が出ております。150万円、これの用途をちょっとお聞かせをいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次に就学援助についてお聞きします。

準要保護児童に対する就学援助金が一般財源化したということでもありますけども、摂津市の就学援助の受給率が高いというのは、摂津市の頑張りが一定反映しているのではということ、評価できるものでないかなというふうに思うわけですが、一点、この間、格差と貧困が広がって、それが子どもたちの教育の格差にもつながっているというような議論もあります。

ましてや義務教育でありますから、義務教育費の無償化というそもそもの原点を補充するというような制度でありますので、より多くの方が利用できるようにする。もちろん所得制限がございませうけども、より多くの方が利用できるようにされるというのは大事なことではないかなと思っているわけです。

所得の基準についても、この間ずっと堅持をされてきているということについては、いろいろな他市と比べても頑張っておられる。本当に子どもたちの教育の機会の均等という点からいっても、非常に頑張っておられるのではないかなと思うわけですが、しかし同時に、その基準になる生活保護基準そのものが平成18年から19年にかけて下がったことによって、凶らずも就学援助金の所得基準も下がってしまいました。102万4,000円ほどの引き下げになったことで、所得基準のちょうどボーダーぐらいのご家庭が、去年は受けられたのに、今年は受けられなくなった、こういった問題が幾つか多発しているのではないかなというふうに思うんです。そういった点での取り組みですとか対応ですとか、窓口に来られた方との相談はどのようにされてきたのか、その点はちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

それから、学童保育に移ります。学童

保育については、平成19年、ガイドラインなども策定されてきているわけですが、待機児童についてお聞きしたいなと思います。

こちらもしきにいただいておりますが、摂津市の学童保育については、申請時の数がその年の定員になるということで、年度途中で学童保育を退室した部分は空きになるということで、年度途中に入室希望をされたときに、そこに入っていきえるという点では、画一的な定数ではありませんので、待機児童は生まれにくいように工夫はされているのかなというふうに思うわけですが、一つ私、気になるのは、4月1日段階で、新学期が始まった段階で待機児の方がやっぱりいらっしゃるということです。これは、この間もいろいろお聞きしている中では、締め切りの期日との関係でどうしても4月1日段階では既に締め切っていますから、その後、来ても入れない人がいるんだよというふうなお話だったわけです。

例えば、平成19年4月1日で見ますと、いただいた資料から見ますと、待機の方が18名いらっしゃいます。平成20年4月には17名、こちらの方は欠員等ができて連絡をされているというものも含めての数としてちょっと今ご紹介させていただいているんですけれども、17名いらっしゃいます。新たに小学校に上がる、新たに新学期を迎える最初の日から学童保育に入れないというような子どもたちがやはり10数人いるということは、検討に値するものではないかと。それを解消していくのには検討に値するものではないかと思いますが、その点についてお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、予算そのものについては平成20年度ですけれども、三宅柳田小学校

の学童保育室についてなんですけれども、統廃合の準備を進めていく中で、平成20年になって新築が始まると。行われていると。今年12月、間もなく完成するというふうにお聞きしておるわけですが、本来19年度のうちにやるべきことが、なぜ平成20年度にずれ込んでいるのか。これは本当に統廃合を進める中で2年の猶予があって、その中で市民の皆さんの声をお聞きし、関係諸団体の声をお聞き、それにきちんと対応していくというのが最低限の義務ではなかったと思うんですけれども、その点はどのような経過だったのかについて、改めてお聞きしたいと思います。

それから、わくわくです。放課後子ども教室推進事業についてお聞きします。全小学校すべてで週に1回のわくわくが行われています。それに携わる方々が民生児童委員さんであったり、PTAの方だったり、地域の老人会の方だったり、まさに受付員さんと同じように、有償ボランティアの方々をお願いしているわけなんですけれども、放課後子ども教室推進事業としたら執行率63.7%と、わくわく運営委託に限って言えば、50%ぐらいになっているわけなんですけれども、この点の執行率の低さというのは何が原因なのか。それから、こちらにも有償ボランティアに頼っているというような状況のもとで、今年、わくわくに参加する児童の登録制も始まっていますけれども、問題点等お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後の項目なんですけれども、特に小学校、中学校の入学式、卒業式の国旗・国家の問題であります。これは何度も何度も議論をして、質問もして、意見を申し上げてまいりましたが、改めてお聞きしておきたいと思います。

「国旗・国歌、法律の制定の際に国会

の審議で、国旗の掲揚に関して義務づけを行うことは考えておらず、従って国民の生活に何らの影響や変化が生じることとはならない」、当時の首相が答弁をされています。また、「学校における国旗・国歌の指導は、内心にわたった強制指標とするものではない」、当時の有馬文部大臣が答弁をされています。君が代は国歌、日の丸は国旗、法律ではそれを定めたにすぎず、それを尊重するかどうかについては、これは内心の自由にかかわる問題なんです。しかし、小学校、中学校の入学式、卒業式で、全員起立をして君が代の斉唱が行われることについては、内心を踏みにじるというような行為ではないかというふうに私は思うわけです。

憲法9条を持つ日本が、かつての天皇の名において教育現場から多くの子どもたちを戦場に駆り立てた、その反省に基づいて二度と戦争しないというような憲法もつくられました。そして、主権者は天皇ではなくて一人ひとりの国民、子どもたちだということが憲法で高らかにうたわれているわけです。そうした中で子どもたちが社会に、また進級しようという門出の場で、天皇の国が永遠と続くと、そういった歌詞をみんなでうたうということについていろんなご意見を持っていらっしゃる方がいるわけです。私のように、それは憲法の趣旨に反した歌を、たとえ国歌だといえ、尊重することはできないなと思っている方もいらっしゃると思うんです。もちろん中には、やっぱり国歌だから歌うべきだ、尊重すべきだと、そういう考えの方もいらっしゃるわけで、意見が二分している、そうした中で、教育現場でこのような斉唱が行われるということはおかしいのではないかと、改めてその点のご見解をお聞かせさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 大分多岐にわたって質問がありますが、答弁を、それでは馬場次長から。

○馬場教育総務部次長 それでは、何点かございましたので、順次整理してご説明申し上げます。

まず、1点目の評価点検報告書に係る内容の中で議事録の公開の状況ということでもございました。議事録につきましては、毎回、定例委員会を終了しまして、その後、事務作業に係るわけでもございますが、約1か月ほどかかりまして翌月の定例委員会までには作成するという形で臨んでおりまして、最終的には署名委員の署名をいただいた中で確定させます。確定させたものにつきましては、教育委員会室におきまして公開をいたしております。

次に、教育委員の資格要件についてのお問いでもございました。教育委員会の活動につきましては、法律といたしまして、地方自治法、それと地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に規定されております。委員の任命につきましては、市長の権限でもございますので、最終的には市長が委員を選考されまして、議会へ提案し、ご承認いただくわけでもございますが、その過程の中で、先ほど言いました法律を所管いたしております教育委員会事務局といたしましては、選任される委員の情報として提供をいたすわけでもございますが、法律要件の中では、被選挙権について、あるいは政党所属要件について、あるいは保護者代表について等が規定されておりますので、そういったことにつきまして、事務局といたしまして情報を提供する中で、市長の方で選任していただいていると、そういう形になっております。

次に、安全対策の件でもございますが、

受付員の市民の活動状況についてというお問い合わせだと思います。

平成16年に受付室を設けまして、1年間はシルバー人材センターに委託いたしました。その1年間をかけまして市民の方へ活動の参加について、いろいろな団体に広報活動いたしまして、平成17年4月から市民ボランティアということで受付員に参画いただいております。

今現在、個人のボランティアの方が49名、それと団体として登録していただいている団体が3団体、自治会、老人会、それと有志によるボランティア1団体、それとシルバー人材センターにつきましても受付員と同じ内容での協力をいただいております。そういった方が協力していただく中で、10の小学校、それと平成18年からは幼稚園3園も含めて受付員を配置いたしております。

次に、防犯ブザーの効果・運用等についてでございます。

防犯ブザーは、通学の安全という観点から支給いたしております。この要綱で規定いたしておりますのは、基本的に年1回、保護者に対してもその起動状況を確認していただくと。それと学校におきまして、児童に配る際に、連番をとりまして台帳整理いたしまして、配る際には学校の方で使い方等を児童に説明していただくという形で運用いたしております。

なお、1年たちましたら、それにつきましては、貸与から支給という形で、1年間のみこちらの方で管理・運営し、その後には保護者の責任において運用していただくと、そういう形になっております。

それから、統廃合に伴いました、特に味舌東小学校におきまして費用が変更になったことについての再度のお問い合わせございました。当初4億円の数値につきま

しては、当時の摂津市の財政状況等もございましたので、統合に伴って必要な機能を確保するために教室数を新たにつくるということで、4億円の数字でやっております。その後、具体的に統合が進む中で、特別教室の日陰規制についていろいろな方法を検討いたしましたが、最終的には新たに建てかえる方法を選択いたしまして、その結果として8億円何がしの数字になったものでございます。ただし、そうは言いましても、最小の経費で執行する必要があるでございますので、入札等で経費を削減できた結果により、7億円の額で発注できたものでございます。

整備状況については、担当参事の方からお答えさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 それでは、統廃合に伴います外壁等の変更の経過ということでのお問い合わせに答えさせていただきます。

先ほども次長の方からご答弁ございましたように、当初、最低限の経費を使って統合するということが計画をしておりましたが、工事を進捗していく中で既設校舎、北校舎の外壁のクラックや劣化等が予想以上、想像以上に傷みがありました。そうしまして、一応、工事監理の方を我々、建築住宅の方にもお願いしておりますので、建築住宅課とも協議・検討した結果、追加工事として改修をすべきものと判断して執行させていただきました。

続きまして、6番目の下水道供用区域内での接続状況ということで、学校関係について私の方から答弁させていただきます。

下水道供用開始区域内の小学校、中学校、幼稚園の接続状況でございますけれども、すべて供用開始区域内については接続は完了しております。

お問い合わせがございました学校浄化槽等、今現在使っておるところでございますけれども、小学校が1校、鳥飼東小学校、中学校が第二中学校及び第四中学校、そして幼稚園が鳥飼幼稚園という4校園ということになっております。なお、第二中学校につきましては、本年9月1日に下水道課の方で供用開始の告示がなされましたので、それに基づきまして、法令で定めておる期間内に工事を進捗すべき、今、準備を進めているところでございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 あわせて質問番号6番、学校教育施設以外の社会体育施設、社会教育施設においての公共下水道への接続に関する件でございますけれども、現在、社会教育施設、社会体育施設のうち公共下水道の供用が開始されておりますにもかかわらず、未接続の施設といたしましては、味生体育館がでございます。味生体育館は、現在、し尿浄化槽により処理をしております。地形上、ポンプアップによる排水をしております。

体育館周辺の公共下水道の供用が開始されたわけでございますけれども、味生体育館につきましては、ポンプによる機械的な強制排水ではなく、自然流下による排水を模索しておりました。そのため供用開始から時間を要しておったわけでございますけれども、自然流下が可能と判断ができましたので、平成20年度予算で公共下水道の接続工事を行う予定をしております。

なお、鳥飼上4丁目に開設しておりますすくすのき公園テニスコートにつきましては、現在、公共下水道の供用が開始されておられません。供用開始されれば速やかに接続できるよう予算要求をしてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 同じく6番目のご質問で、図書館におきましては公共下水道の完全実施は現在では行っております。よろしく願いいたします。

○前馬学校教育課長 それでは、学校教育にかかわるご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、不登校の問題であります。

不登校児童生徒合計、19年度は114名、小学校23名、中学校91名でそのような状態にありました。すべての子どもたちが笑顔で学校へ通える、これが理想であると思っておりますし、それを求めて我々は取り組みを進めているところでございます。

現在さまざまな要因があり、複雑にはなっております。そのような中で、チームをつくって対応できる、これが何より大事であると考えております。市費あるいは府費でさまざまな人員を配置しておりますが、その人員を有効に活用しながら、学校体制を挙げて取り組みを進めていく。また、その兆候があれば早期発見できることが重要であると、そのようにも考えておりますので、各校で月3日以上欠席者があれば、それを表にまとめて、学校として複数の目で見立てを行う、そのような体制もとっておるところでございます。

さらに研究所では、教育支援センターパル、それから、さわやかフレンドの派遣等も行っておりますし、そのような教育委員会内部でも連携を図りながら、不登校の対策を進めておるところでございます。

先ほど委員おっしゃいましたように、数で一喜一憂するつもりはございませんが、やはり少しでも少なくしていきたい、そのような思いは持っておるところでござ

ざいます。

次に、相談事業にかかわって最初の窓口、子どもと最初にかかわる部分はどこか、これにつきましては、基本的には学級担任がまず窓口になるとは考えております。しかし、その抱えておる課題等によりましては、学級担任にどうしても話がしにくい、そのような状況もあると思います。事象によって、例えば保健室の養護教諭あるいは配置校では家庭教育相談員、そのほか管理職、またセクシュアル・ハラスメントにかかわっての相談窓口の教員、さまざまな課題、事象によって窓口を用意しておく、そのような状況でございます。

次に、いじめの件でございます。

いじめの取り組み、改めて防止策と対応ということでございましたが、まず確認しておきたいことは、弱いものいじめをすること、これは人間として絶対に許されない、このような強い認識を持つことだと思っております。したがって、各小中学校、幼稚園では、学校教育活動全体を通して、例えば道徳教育あるいはさまざまな活動の中でこの認識を強めること、これをまず主眼に置いております。そして、まず防止していくために、学校を挙げた対応ができるような実効性ある指導体制の確立、これが重要であると考えております。

現在、学校にはさまざまな人員配置がされております。先ほど不登校対応においてもお話しいたしましたが、そのほかにもスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーも、本当に一部の学校でありますけれども、配置しております。状況に応じて、いじめの問題について早期発見し、早期対応ができるように指導体制を整備しておくところでございます。

なお、この件数が増加しておることについては、もちろん大変悲しい事象ではありますが、一方で、教職員のこのような体制づくりの中で早期発見できるネットワークができておると、そのようにも考えておるところでございます。そのほか外部機関との連携もさらに強化しておくところでございます。

続きまして、空き教室の利用状況、特に少人数指導等の転用状況、これは私どもの方からお答えいたしますが、現在、習熟度別指導を含めた少人数指導を有効に行うことが学力向上のためにも重要ではないかと言われております。その中で多くの学校で空き教室を利用して少人数指導の充実を図っておるところでございます。また、子どもたちの自主的な活動保障のために児童会室であるとか、あるいは子どもたちが話し合いを持つ場、このような場所についても、空き教室等を利用しながら活動保障しておくところでございます。ただ、なかなか教室等も足りない状況も一部の学校ではございます。そのような中で複数の用途を兼ねておる学校もあるのは現状でございます。

続きまして、学力定着度調査に関してでございます。

ご承知のとおり、学力定着度調査は、平成16年度から、また昨年度から全国学力・学習状況調査が国によって行われております。国の全国学力・学習状況調査につきましては、昨年度、平均正答率を本市では公表いたしませんでした。この件に関しましては、実施要領等に基づきまして過度な競争を避ける、あるいは序列化を避ける、このようなことから昨年度は非公表にしておったわけでございます。ただし、この公表にあり方については、教育委員会でもさまざまな論議が行われてきたことは事実であります。

そして、平成16年度から行われております学力定着度調査、これは平均正答率を公表いたしておりますが、基本的にはこれは本市単独で行っておるものでございます。もちろん同種の問題を行っておる他の他道府県の市町村もあるとは思いますが、基本的にどこがやっておるか、どのような状況であるか、それは公表はされておられません。したがって、本市の状況を把握し、今後の課題を考えていく意味では、平均正答率の公表というのは問題ないものと考えております。

続きまして、統廃合にかかわります児童支援プログラムの取り組みでございます。

平成19年度は統合前年ということで、すべての学年において児童交流のプログラムが行われるように取り組んできたところでございます。統合の両校、味舌と味舌東、三宅と柳田それぞれの学校で合計17回、支援プログラムが取り組まれてまいりました。その中で児童が統合前にお互いに顔見知りになり、また新たな学校でともに学ぶことへの期待等を抱いたところでございます。

続きまして、学校部活動等助成事業でございます。

この助成事業の助成金の使途でございますが、これは本市5中学校の部活動の活動に当たっての助成でございます。したがって、各部活動が消耗品等を購入するときの費用に充てられておるわけでございます。

また、外部指導者派遣は大変有効でございます。先ほどおっしゃいましたように、指導者が不足しておる現状もございます。生徒のさまざまな要望、また保護者からも要望がございますが、学校教育活動の中ですべての要望にこたえることは困難でございます。しかし、かつてに

比べますと教員数も減っておりますし、その中で部活動を何とか維持していくために、全く経験のない者が顧問を担当しておることもございますし、各中学校間、横のつながりで未経験者にさまざまな指導をしておる、そんなような状況もございます。

また、外部指導者を派遣することによって専門的な技能や先ほどおっしゃっていただきました審判等、これについても担当することなどで、部活動の運営を行っておるところでございます。

なお、19年度は外部指導者派遣、合計400回の派遣を5中学校に対して行いました。

私の最後に、国旗、国歌の問題でございます。

この問題につきましては、学校教育法におきまして、教育課程のもとになるものは、学習指導要領と定められております。その指導要領の中で入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする、このように明記されております。その中でこの儀式、卒業式、入学式におきまして国旗を掲揚し、国歌が斉唱できるよう指導を重ね、儀式当日を迎えておるわけでございます。

○柴田繁勝委員長 北野課長。

○北野学務課長 私の方から、通学区域審議会と交通専従員、それと就学援助の点をお答えし、後ほど大橋参事の方から、学校給食に関連してお答えさせていただきます。

まず、通学区域審議会の件でございます。通学区域審議会の規則によりまして、教育委員会の諮問に依りて開催するという形になっておりました、平成19年度は諮問する事由がなかったということでございます。

続きまして、交通専従員の件でございます。基本的な考え方でございますが、我々はやはり地域ボランティアの皆さんや、あるいは保護者の皆さんが自主的に活動いただくというのが大原則であるというふうに考えておりまして、公費で交通専従員を立たせていただくというのは、これは補足的な役割だというふうに考えております。この制度自体も、北摂7市においては摂津市だけがとっておる制度でございます。このまま拡大を続けますと税を投入にする額がかなりの大きさになってくるということもございます。

あと増員の要望等にこたえられるのかというご質問でございますが、御存じのように、平成20年から統合されまして、通学路が変更になる学校がございます。例えば三宅、旧の校区でございましたら、乙辻の踏切を通学路としなければならない状況になると。こういうことに関しましては、踏切という非常に危険な場所であるということを見まして、交通専従員を追加に増員するというようなことを今後もやっていきたいと考えております。

続きまして、就学援助の件でございます。

就学援助は、平成19年度、認定率で申し上げますと、小学校で37.8%、中学校で33.8%、全体で36.6%と。この数字は大阪府内でも最も高い水準になろうかと考えております。近隣市におきまして、所得基準を見直す動きが相次いでいる状況の中、本市はこの制度自体が保護者に定着しており、学校経営にとっても非常に重要な役割を担っているということから、所得基準におきましては、政府基準の1.3倍という考え方をずっと守ってきたわけでございます。

お問いの平成18年度から19年度に若干、基準額が変わり、ボーダーにある

人をどうする、どういう対応だというお話でございますが、就学援助制度は原則的に直接申請であり、所得をもって判定するということから、ボーダーにある人が非認定になるということはやむを得ない状況にあるというふうに考えておりますが、ただし前年の所得があったとしても、特別な事情ですね、例えば災害に遭われたとか、あるいは失業であるとか、離婚であるとか、前年の所得があったにもかかわらず今年度は非常に困窮する、というようなお話は我々は窓口で対応をしてみたいところでございます。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 それでは私の方から、学校給食にかかわります3点のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、食の安全・安心の取り組みについてでございますが、加工品、輸入品が市場の中で多く出回る中で、食の安全を確保することは非常に重要かつ難しくなってきているというふうに認識をしております。

本市の場合、原則として加工品は使わず、手づくりの給食の提供ということで実施をさせていただいておりますし、食材についても、基本は国内産ということで選定をさせていただいております。

また、食材の選定の際には、価格のみならず産地であるとか、業者の実績であるといったことも加味しながら食材の選定をさせていただいております。

また、年に2回なんですけれども、大阪食品衛生協会の方で食材の細菌検査と合わせて原材料の農薬検査等も実施しておりますし、これ以外にも、業者の方から、食材の分析結果の報告等を求めながら、安全の確保に努めております。

続きまして、鳥飼西小学校の給食調理義務の民間委託に向けた判断というお問

いですが、これにつきましては、本市の行財政改革第3次実施計画アクションプランに給食調理業務の民間委託等が掲げられていることが基本になっております。

この中で、当然、行革の中で市民、子どもへの影響ということを考えるわけなんですけれども、こと給食調理の調理業務に限れば、子どもへの影響はないというふうな判断のもとに、民間委託というところの決定をさせていただきました。

続いて、鳥飼西小学校の給食室の改修工事に伴いますお問い合わせですが、確かに、今回の鳥飼西小学校の工期は9月末までということで、約1か月間、給食がストップしてしまったわけですが、今回の鳥飼西小学校につきましては、施設の現況と工事の内容が完全ドライ化であるとか、増築があったりですとか、トイレと倉庫を取り込んで休憩室に改修するなど若干複雑であったこともあり、9月までの工期ということでやむを得ない判断をしたわけですが、今後につきましては、ドライ化を基本とする改修では、どうしても夏休みという一番長期の休みのときの工事になるわけなんですけれども、8月末の工期完了に向けた手法や、そのための準備等を進める中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課にかかわります3点のご質問について、お答えさせていただきますと思います。

13番目で学童保育室の待機児童の状況、また4月以降の待機の状況はどうかという、まず1点目のお問い合わせですが、19年度につきましては、一斉受け付け、1月22日から27日が一斉受け付けの期間でございますけれど

も、その以降で3月末までの申請が34件ございました。ありましたけれども、4月1日付の入室ということが13件ありまして、辞退等も3件ありまして、4月1日時点の待機については、委員の方が指摘いただきましたように18件ございました。

その後の分につきましては、残り14件については、最終の方で10月に連絡させていただいて入室といった状況になっております。

それから、4月1日以降の申請についても、待機が11名おられましたけど、それ以降、辞退等もありまして、最終的には5件の方がすべて入っていただいております。

ちなみに20年度でございますけれども、これも一斉受け付け後の申請が44件ございました。しかし、4月1日付で入所決定を出したものが27件ありまして、最終、4月1日時点の待機としては17名でございます。以後、残りの14件については、8月1日付までですべて入っていただいております。

それから、4月1日以降の申請が25件ございましたけれども、これも今日現在でいいますと、18件の方が入っていただきまして、あと辞退等がありますけれども、実質2名の待機がございますけれども、これにつきましては育休明けに、12月以降に入りたい、また転居等の関係で1月以降に入りたいということで、実質待機がない状況でございます。

14番目の三宅柳田小学校の学童保育室の工事に係る分でございますけれども、これにつきましては、17年6月議会におきまして、この当時、柳田小学校の学童保育室、古いプレハブということでございましたので、その当時、柳田小学校で65名、三宅小学校で12名、そういっ

た人数の状況の中で、17年度は通常のプレハブの大きさの1.5倍の105平米のプレハブを建てるという新築工事を行いました。

その後も約それぐらいの人数で推移するものと思っておりましたが、19年度で柳田小学校が75名、三宅小学校21名の児童の入室がありました。そういったことで、当初の予定よりも大幅に上回る児童数の伸びがございました。そういったことで、今回、20年度予算におきまして新築工事を行っておるところです。これも19年9月に、国から、1クラス71名を超える場合は2クラスに分割しなさいといったこともありましたので、そういったことで20年度予算に新たにもう1室、今現在、工事しておりますけれども、プレハブ工事にかかっております。この工事につきましては、12月当初には一応建物としては完成、あと竣工検査等を行って、年末までには一応入っていただける状況まできております。

それから、15番目のわくわく広場に絡みます補助の執行率の低さということでご指摘いただいておりますけれども、これにつきましては、補助要件になっておりますけれども、開催日数、回数ですけれども、その回数は、当初見込んでおいた回数よりも減少しまして、そういったことによりまして補助の対象が減りまして、こういった執行額になったということでございます。

この運営につきまして、問題点等のごとでございますけれども、これも19年度は味舌東小学校とそれから鳥飼東小学校で土曜日のわくわく広場の開催をしております。通常のその他の学校におきましては、水曜日もしくは金曜日の開催ということで、放課後の開催になっており

ますけれども、そういったことで若干学校行事とまた重なって実施回数が減ったということで、こういった執行率の低さになっております。

○柴田繁勝委員長 次に答弁、上参事。
○上生涯学習スポーツ課参事 6番目の施設管理における公共下水道への接続でございますが、6公民館すべて接続いたしております。

○柴田繁勝委員長 それでは、平松参事。
○平松学校教育課参事 教員がメンタル面の病気になったときの対応について、ご答弁させていただきます。

学校でさまざまな教育課題がふえる中、教員のストレスもたまりまして、うつ状態など、メンタル面での病気になる教員がおります。そういう兆候があらわれた場合、学校の方ではスクールカウンセラー等に相談していただく。それから、学校体制の中で負担を軽くして、できるだけ回復を求めていくわけでございますが、どうしても回復できない場合は、学校長と相談していただいて、専門医の診断を受けていただいて、病気休暇をとっていただくようにしております。病気休暇中については、代替の講師を充てております。

○柴田繁勝委員長 以登田所長。
○以登田教育総務部参事 不登校への対応につきましてということで、さわやかフレンドと適応指導教室についてのごとでお話をさせていただきます。

さわやかフレンド有効活用のために、学校、家庭と丁寧な連携を図っております。生活支援が必要なケースには、関係機関とのケース会議も実施して、それぞれのさわやかフレンドに指導いたしまして、そしてまたさわやかフレンドからの報告を受けまして、また次回の活動に備えております。これらには教育指導嘱託

員や臨床心理士が豊富な経験や専門性を生かして、円滑な運営に努めております。

もう1点、適応指導教室における学力保障についてでございますが、まず心のケアということを第一に考えております。うちの適応指導教室に来る子どももさまざまでございますので、まず元気を取り戻すことができた段階で、無理なく学習に取り組めるようにしております。

また、中学3年生につきましては、進路保障に向けて学校、家庭と丁寧な話し合いをして、一人ひとりに適した進路を選ぶことができるように配慮しております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

教育委員会の議事録についてですが、翌定例会までに教育委員会事務局の方でということでございますが、市議会の議事録、それから市が行っておるさまざまな審議会の議事録等もホームページで公開をされています。

教育にかかわっては非常に市民の関心も高くなっていますし、特に関心が高くするための情報を提供していく意味でも非常に重要なことではないかと思っておりますので、議事録の公開ですね、ホームページに載せること、それから公共施設等、少なくとも公民館や図書館等に置くというようなことは考えられないのでしょうか。ちょっとその辺だけお聞きしたいと思っております。

それから、教育委員さんの資格要件についてお話いただきました。幾つかの情報を提供して、市長の方で選任をしているということでございますが、教育委員さんになられるご本人さんに対する確認ですね、政党要件等については、なかなか思想、信条の問題にもかかわってくる

問題かもしれませんけれども、要件としてございます。

その点で、教育委員に任命される以前の中で、「こういう要件ですけども、いかがでしょうか」という形で確認をされた上での任命というような形になっているというように、先般の議論から認識しているわけですけども、本人さんに対する確認ですね、それがこういった書面でされているのか、口頭でされているのか、本会議ではこういった書面でということでお話があったかと思っておりますけども、その点にちょっと絞ってお聞きしたいと思っております。

続いて、安全対策についてです。防犯ブザーについては、年一回の説明、それから配布等の学校側の管理等があって、1年後には支給ということで、後は親の管理ということになっていくということで、改めて、PTAも含めて、親の方が子どもの安全を守る一つの材料としてきちんと活用できるような指導も必要のかなと思っておりますけども、支給後の運用状況ですね、渡すときに説明する、それから年に一回の説明ということではなくて、さまざまに安全の取り組みがされているわけで、その中で防犯ブザーがきちっと活用されているのかどうかということも、それからその活用が有効なのかどうかということも、随時きちんと検証していくことも大事なかなと思っておりますので、そういった検証を要望しておきたいと思っております。

それから、受付員の配置状況をお聞かせいただきました。個人の方や団体の方、たくさんの方が参加していただいて、毎朝、学校の正門の前で元気に子どもたちに挨拶をしていただいているというのは本当にありがたいことですし、いいことだと思うわけですが、こういった受付員さんに対して、子どもとの対応ですとか、

それから学校に来られた方々はどんな方がいらっしゃるのか、そういったことに関してのあらかじめの知識といますか、研修というものはされているのかどうか、いきなり、こういう受付という仕事をされたことのない方が善意でやっているにもかかわらず、お互いに不快な思いをするような場面というのは多々あるかと思いますが、その点の、もちろんお互いに注意すべきことではありますけれども、ボランティアさんが気持ちよく、しかも子どもたちも保護者も先生たちも気持ちよく生徒が活動できるようにするのが大事だと思います。その辺の研修はどのようにされているのか、説明はどのようにになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、通学区域審議会ですが、諮問がなかったというのは、教育委員会が諮問をするわけです。教育委員会としては、通学区域審議会にかけの問題はなかったのか。統合を前にして通学路をどうするのか。通学区域をどうするのか。通学区域審議会ですから、区域だけでなく通学路の問題も出てくるのではないかと思っているんですけども、通学路の問題でいえば、統合の学校だけではなくて市内たくさんの方に危険な箇所もあります。通学路の問題も幾つかあるかと思いますが、そういった点は諮問の中身にならないのか、ちょっとそれはお聞きしたいと思います。

それから、専従員さんについてです。17名の方がされているわけですが、ご説明では地域の方々のボランティアされている、その補完的な形で専従員を置いているんだというふうにおっしゃっているわけです。私は、他市さんがやっていないくて摂津市が先進的にといますか、17名配置しているということについて

は、他市と比べては通学路の安全に対して頑張っておられるというように思うわけですけども、しかし学校までの通学路については、もちろん地域の方々の見守りや保護者の見守り、責任もありますが、一義的には、通学路の安全をきちんと図るというのは行政の責任ではないかなと思うわけです。もしボランティアの補助的機関ということであれば、ボランティアの方々が、ここが危険だということについて、通学路の改善や通学路の変更というのを当然図られるべきだと思いますけれども、その点の検討等がなされているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

不登校の問題でございます。いろいろご説明をいただいて、チームで対応される、それから教育研究所のバルやさわかフレンド、さまざまな教育相談員さんなどの対応等されているということでございます。

それから、いじめの問題についてもそうだと思います。起こらないようにしよう。起こったときにも、子どもの利益優先に汗を流そうというようなことだというふうに理解しているわけですけども、汗を流される学校の先生たちの、先ほど少しメンタルのことでもお聞きしたと思うんですけども、いろんな仕事を抱えている中で、本当に小まめにきちんとした対応が必要な不登校の児童生徒、いじめに遭っている子、もしくはいじめをしている側、どちらにしても本当にきめ細かい対応をとらなければいけない中で、先生たちが学校自体が疲弊し切ってしまうと対応ができないと。

さわやかフレンドやバル、外部団体との協力とおっしゃいますけども、やはり限りがあるわけで、子どもたちに対する先生そのものが非常に不足しているとい

うのが実態ではないかなと思いますけれども、教師の不足問題、その点をやはり、もちろん大阪府費の問題でありますけれども、市独自でも先生たちを守っていかなければ、先生が元気でなければ子どもたちを元気にすることはできないわけで、その点の検討は本当にしていただきたいなと思います。

それともう一つは、少人数学級なんです。何度も何度も我々取り上げますけども、少人数指導とは別に、やはり先生たちが大変な思いをされるのは、学力の問題とあわせて学校の中での生活状況ですね。

まず、授業を受けられるような状況をつくっていくところから汗を流さなければいけないような場合も多々あるようにも聞いているわけで、そういう場合に、やはり一人の先生が見る子どもたちの数、少なければ少ない方がもちろんいいに決まっているわけで、そういう点では、やっぱり少人数学級という取り組みというのは必要だと思うんです。

この平成19年度、20年度にかけて不登校やいじめの問題、さまざまな問題が起きていく中で、子どもたちと先生がきちんと向き合って対応をしていく。そういった問題が起きる前にきちんと対応ができるという意味では、少人数学級が非常に欠かせないと思いますけども、ちょっと一般質問的なんですけども、その辺の見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、いじめについては、いじめの原因はたくさんあると思うんです。いじめから今度は不登校につながっていくということで、非常に難しい問題かと思っ

ていますけども、そういった携帯、それからネット上でのメールでのやりとりから端を発したいじめという問題、それが不登校につながっているというのは、やっぱり全国だけではなく摂津の中でも大きな問題になっていると思います。その点のネットや携帯、保護者の方も、携帯、ネットについてわからない部分がたくさんあるわけです。ネットを巡回しているようなNPO法人もあるというふうにも聞いておりますけども、その点の対応、それからネットや携帯についての正しい使い方についての研修等をお聞かせいただきたい。

もう一つは、こちらの評価書の中にあつた文言で、私も勉強不足なんですけども、摂津市のいじめ問題プロジェクトチーム、教育委員会の中であると。それから、府の教育委員会の方では子ども支援チームがあつて、場合によってはそこの連携もというふうに書かれているわけですが、現段階でそこのいじめ問題プロジェクトチームが立ち上がって対応されているケースがあるのか、府の子ども支援チームとの連携というのはされているのか、そういったことだけちょっとお聞かせください。

学級数、職員数については、先ほどの少人数学級のこととメンタルの部分を含めて、同じような中身になりますので、割愛をしておきたいと思います。

それから、教職員さんの病気でのお休みの後の補充の先生、今、非常に教師そのものが不足している。講師というのが不足している。団塊の世代の方々が退職していく中で、新しい採用の方々が既に教育現場の中に入っていく中で、講師さんそのものが不足していて、すぐに対応ができないというような状況があるやにも聞いておるわけですが、今、希望を出

されていて、まだそこに補充ができてないという学校が19年度現在含めてあるのかどうか、もしあるのであれば、その対応についてお聞きしたいと思います。

下水道供用についてはわかりました。ありがとうございます。供用開始されていて、まだのところについても進めていく段取りになっている。二中の場合は、もう既に供用開始が今年9月ということですから、また味生体育館についても技術的な問題が解決するというので、供用開始されたところの下水道接続については怠りなく進めていただきたいと思います。

続いて、学力テストでございます。

一斉テストの正答率、平成19年度は非公表、20年度は一転公表になったわけですが、非公表の理由は、実施要領に基づいて、序列化、過度な競争を招かないようにということで非公表された。

実施要領については、それでは平成20年度は変わったのか。序列化、過度の競争という点ではどうなのかということ。

それから、定着度テストについては本市単独のもので、市内の子どもたちの学力を見る、定着度を調べるということで、これは問題ないというようにおっしゃいました。ということは、やはり一斉テストと定着度テストの違いというのは、一斉テストというのは、目的そのものは全国一斉にやって、都道府県、市町村、そして行く行くは学校の比較対象をするためのテストだというふうにも考えられるわけなんです。

学力というのは、ほかとの比較ではなく、その子やその学校やその地域の中で何が定着して、何がわかって、何がわからないか把握して、どう対応していくか。それによって、その子の、学校の地域の学力を上げていくことであって、よそと

の比較ということではないというふうに私は認識しているわけですが、定着度テスト結果分析とその対策、それから対策の有効性というのはどのように議論されてきているのでしょうか。

平成19年の教育委員会議の中でも一斉テストの公表問題についてはいろいろな意見があったと。きちんといろいろ議論してきた上で平成20年度公表に至ったということだというふうに聞いたわけですが、それでは定着度テストを平成16年から行ってきて、学力向上のために何が問題であって、それに対してどのような対応をしてきたのか、この間もいろいろご説明いただいたんですけども、そしてその対策の有効性についての検証がされてきたのかどうか、あわせて昨年度の全国一斉テスト、公表が非常に遅くなっておりましてけども、しかし、公表に方針が変わるということは、やはりここで前回の方針に大きな過ちがあったというように判断をしたというふうに理解するわけですが、学力一斉テストの結果の中身について、それからその有効策が打ててなかったのか、打っていたのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、部活動についてはお聞かせいただきました。外部の指導者の派遣というのが非常に有効だと。既に五つの中学に400回ということであります。クラブの顧問も含めて、ぜひ人材を確保していただく中で、子どもたちの自発的なスポーツやクラブ活動に対しての要求に対してこたえられるような工夫・努力をぜひしていただきたいと思います。

少なくとも、そういった子どもたちの声に対して、保護者というよりは子どもたちそのものの声に対して、「できへんのや」というようなことではなくて、で

きないならできないで、きちんとした話をしながら、どうやってできるのかというのを一緒に積み上げていただくようなことも、部活動をつくっていくという上での子どもたちの教育の一つではないかなと思いますので、要望にしておきたいと思います。

小学校の統廃合にかかわって、適正配置に伴う児童支援プログラムや小学校校舎の新築・増築、それから耐震補強工事、そして、それに伴って味舌東小学校では北校舎の壁面のクラックが見つかって改修していくということで、統廃合していく上で必要なものについてはつくらなければならないと思うわけです。

しかし、統廃合というのは、相当な時間をかけて、もともと平成12年の有効活用検討会議から始まって、我々はまだまだ議論が足りないということで反対ですし、今でも統廃合は間違いだというふうに思っておりますけども、しかし、市としても教育委員会としても、平成12年からいろんな議論をやってきた中で積み上げてきたものがいよいよ統廃合となって、いよいよ来年統合ですよというときに、何億円というお金が大きく変わるといのは、これは市民に対しても非常に信頼を損ねることであって、この点は特別教室の日陰規制がわからなかったというようなこともあるかと思うんですけども、4億円が8億円になって、最終7億円ですから、約倍のお金なんですね。統廃合によって経費の節減が1億円ぐらいですよというような説明をしておりました。

その1億円浮いたお金で今後の教育の充実に回っていくんだとされていたわけですが、一時的な経費、イニシャルコストだと言われていても、4億円というお金がポンと増えてしまうということにつ

いては非常に疑問を持たざるを得ないということをお願いしておきたいと思えます。

その点の4億円増えたということと、それから統廃合によってどれだけのお金が浮いて、1億円ぐらい浮いてきたことについて、今後、統廃合や統合をやったことによる、検証して、それを市民の中にもきちんと返していくということは、統合したらそれで終わりということでないというのは今までもご答弁で何度もお聞きしてきましたから、きちんと対応していくというのを含めて、統合そのものの検証というのをきちんとする必要があると思えますけども、お金の経済的な部分も含め、学力向上に向けた教育的な観点に資するものはこういったところにあるのかということもきちんと検証する必要があるかと思えますけども、検証の状況を現段階でお聞かせいただけたらと思えます。

それから、耐震補強と施設の改修等について続けてお聞きしたいんですけども、耐震補強は去年の12月議会、私、一般質問でもさせていただいたんですが、国の方の補助基準が上がっている。Is値0.3未満について補助率を10分の1から3分の2へ引き上げるというようなことで、摂津市も20年度は2次診断を今度進めていくということで、早期にこれは進めていただきたいなというように思っているわけですけども、例えば、それでも3分の1の市の予算が必要になってくるという場合に、各地で耐震補強工事をいかに安くできるかというような工夫もされているというふうに聞いています。4階建ての校舎を例えば3階建てにすることによって耐震強度を高めるといような方法で、少ないコストで耐震補強を確保するというような実例もありま

す。

先ほど空き教室のお話をお聞きしたところ、とても4階を3階にするというような余裕がないと。ここにも統廃合の見込みそのものが大きく狂いが出ているのかなと思うわけですが、そういった校舎を低くするということも含めて、検討をぜひ進めていただきたい。

それから耐震補強工事だけでなく、地震によって壁面が崩れていく。それによって児童生徒がけがをしたり、場合によっては重篤な傷害を負わなければならない、そんなような事態を生み出しかねないと思っています。

そういう意味では、耐震補強工事、それから耐震基準に見合ったところについても、校舎の老朽化についてはきちんとチェックをしていただいて、例えば新味舌小学校のように、早く見つかったということ、それはよかったことだと思っています。しかし、ほかに9校あります。中学校を合わせると14校ございいます。その中でどのような校舎の傷み、壁面のクラック、屋上の水漏れですとか、さまざまな問題があると思います。そういった危険箇所などのチェックの管理ですとか、改修の計画ですとかいうものについてちょっとお聞きしたいと思います。

給食についてですけども、鳥飼西小学校の給食室の工事についても非常に複雑な中身で延びたというお話でした。これ自体も、子どもたちへ負担が回ったということで、非常によくはないことだと思っています。また、仕出しのお弁当そのものについても、近隣の学校でできたものを運ぶとかいうものはできなかったのかな、とも思ったりしているわけですが、今後のドライ化の工事が進められていく中でこのようなことがないように、あらかじめの準備と、それから工事期間の徹

底を要望しておきたいと思います。

給食の民間委託ですね。調理業務は影響ないと。行革の一環の中でやらなければならない民間委託だということで、その中でもいろいろ工夫して、食の安全を守るというようなところでギリギリ話し合った結果、調理部門であれば影響は少ないし、食材もほかと変わらないので、安全も確保できるというようなお話なのかなというふうに思います。しかし、今後、現段階で給食調理員さんの退職者不補充等の方針がそのまま貫かれていく中で、給食調理員さんがどんどん減っていったら、民間委託の方向へ各校各校へと広がっていく。そうした中で民間の会社というのは、あくまでも利潤を上げなければ民間企業とは言えないわけで、営業活動、経営活動というのは進められていけないわけで、最終的には利益がなければやれない話です。

最近、東京都の方で民間の保育所が突然、経営難によって廃止をすると。多くの子どもたちが保育所から放り出されてしまった事態が生まれています。

そういう意味では、給食というのは、まさに義務教育の中で子どもたちの食育の一つとしても、それから子どもたちに栄養をきちんと与えていくという、安全なものを与えていくという意味でも非常に大事な業務であって、そういう意味では民間に単純に丸投げしていくということではいかんと思うわけで、その点ではきちんとした議論を改めて一つ一つやる必要があると。

「1か所やっているかいいですよ」ということでなく、1か所1か所きちんと議論をする。鳥飼西小学校の民間委託の問題についても、今は頑張って栄養士さんと調理員さんたちと密に連絡を取り合いながら上手に上手にやっておられると

いうお話を何度もお聞きしていますけども、これがどんどん広がって永続化していく中で、必ずこの業務委託の関係では、ひびが入りかねないとも言えないと思っています。そういう意味では、民間委託について今後の進め方も含めて、一つ一つ検証と議論を求めていきたいと思いますが、お考えをお示しいただきたいと思っています。

就学援助です。皆さんもバッジをつけておられる方が多いんですけど、オレンジリボンキャンペーンで児童虐待の問題、防止をしようということで全市的に取り組んでいる中で、経済的な理由で義務教育が受けられないというようなことがないように、その一つの方策としての就学援助制度です。

先般、全国で3万人の子どもたちが保険証がないという事態がわかってきて、摂津市でも8人の義務教育過程の子どもが保険証がないという状況、資格書だということがわかって、今回カード化に伴って8人の子どもたちにも保険証が送られるようになりました。

もちろん学校、教育の現場で、親がどのような理由であろうとも子どもたちに責任はございませんし、子どもたちは義務教育を受ける権利があります。親も学校も、子どもたちに義務教育を受けさせる義務もあります。

そういう意味では、この就学援助制度というのは本当に大事な制度だと思っていて、大阪府下の中でも非常に進んだ制度を後退させることなく、充実に向けて頑張っていたきたいなというふうに申し上げておきたいと思っています。要望としておきます。

それから、学童保育についてであります。4月1日の段階では辞退者も出て、一定の期間でほぼ全員入れるんですよと

というようなご説明をいただきました。一つ私、気になるのは、例えば転勤で摂津市に転入されてこられた方、大体、民間企業の辞令というのは4月1日赴任の辞令というのは、3月1日ですね、遅いところだと1週間前になるような場合もあるわけですね。慌ただしく引っ越しの準備をするんですけど、一番に親がやることは、子どもの学校のことなんですね。

保育所、それから学童保育、行く学校、通学路、こども会、そこが本当に大変な部分なんですけども、しかし摂津市の学童保育の締め切りというのは、もっと早い段階にあって、例えば転出直前までの対応について柔軟な対応というのはとれないのかなと。4月1日で数か月後には入れる、現段階では入れてますけども、今後さらに学童保育というのは、保育児童というのは増えてきているわけで、そういう柔軟な対応というのはとるべきではないかなというように思うんですけども、その点のお考えをお聞かせください。

それから、三宅柳田小学校の学童については、統廃合を前にして、子どもたちに非常に迷惑をかけているということでは、非常によくないことであつたなというように思っています。

それから、学童保育というのは、今度、実施要綱のみならずガイドラインというものも厚生労働省の方から出されました。それはやはり学童保育の事業そのものが子どもたちの放課後の生活の場所としてなくてはならないものだということを国の方も、やっぱりその重要性を感じたからにはほかならないと思います。先ほど71名の定数を二つに分けなければいけないというお話もありました。また、学童を開く日にち、できるだけ放課後だけでなく、土曜日や休日についての分につい

でも、それから保育所にあるような学童保育の教室の面積などについても、空間を確保していくというのは、行政にとっても重要な課題になってくるかと思いますが、その点のガイドラインですとか実施要綱にからめて、摂津市の現段階の学童保育の状況をお聞かせいただきたいというように思います。

わくわくについては見込みの減少というお話でありました。学校によってはボランティアさんが充実している中では、もっと回数を増やしたいというところがあるというふうにも聞いております。または、ボランティアさんが非常に少ない中で多くの子どもたちを相手にして、もう本当にしんどい思いをしながら頑張っていてやっていただいているという学校もあって、やはり子どもの放課後の居場所というのは、もちろんボランティアさんは大事なことなんですけども、ボランティアさんを初めから当てにやるべきものではないのではないかと。

もともと摂津に第一児童センターができた後、そこでとまっていますけども、そういった児童センター的な機能をそれぞれの学校に割り振ってしまっていると。地域の方に人材ができていない中で割り振ってしまっているところに、非常に今のいろいろな矛盾を生み出している原因があるんじゃないかなと思うわけで、いろいろな財政的な状況があるとしても、わくわくを進めていくというのであれば、やはりきちんとした財政的な保障、担保というのは必要だと思いますけども、いかがでしょうか。お願いします。

最後は、日の丸・君が代についてでございます。

学習指導要領に書かれているものだというのでありますけども、例えば学力テストについては、実施要領等が出てい

ようが、やはり摂津市教育委員会としての独自の判断が当然あって、それを実施することは可能なわけですね。ですから、学習指導要領絶体ということでやるべきではないなというように思います。その点では改めて国旗・国歌の卒業式、入学式で、やるべきではないと考えているさまざまな意見がある人たちがいる状況で、式典に持ち込むというのは間違いだということだけ申し上げておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前 12時10分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

安藤委員の2回目の質問に対して答弁をお願いします。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 それでは、議事録の公開の件でございますが、先ほど申し上げていますように、委員会ではもう既に委員会として公開しております。それで、摂津市の教育委員会議の中におきましても、議事の公開については、まず傍聴をしていただく努力をするということで、傍聴規程の整理を行ったり、広報せつにつに開催日を記載しまして傍聴を呼びかけております。また、当日、玄関ホールにおきまして立て看板を掲げて、現在開会中であるということを明示しまして、当日でも傍聴に来られるような、そういう形もいたしております。

また、事前にホームページの方で開催日時、それと傍聴ができるということについて広くを周知をしているところでございます。こういったことにつきましては、当教育委員会議の中で委員の方々が議論する中でこういう形を積み上げてきたものでございます。今後、公開の方向をより充実するために、当委員会での議

論や市の審議会等の公開の基準等々を照らし合わせまして、少しでも公開できるような形で委員会の中で議論いただいでを煮詰めてまいりたいと、そのように事務局としては考えております。

次に、委員の要件の事前確認についてどうなんだということですが、先ほど申し上げましたように、委員の要件につきましては地教行法の方で決まっております。その中で、当然、政党要件につきましても明記されておまして、委員の任命については、その委員の定数の2分の1以上のものが同一の政党に属することがあってはならないと、そういうふうに明記されておりますので、私ども事前に候補となれる方等と面する場合には、必ず面談して政党要件、要するに政党に入っているかどうかということは、これはもう公職についていただく以上、公の情報になりますので、確認申し上げして、市長の方へ情報提供等をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、受付員の配置の中でトラブル等を事前に回避するために、新たに受付員になる方の研修等がどういうふうになっているだろうかということの問いでございました。私ども、これからもこの制度を続けていくためには、多くの市民の方に参画いただきたいと思っております。ですので、広報紙とかいろいろな場面を通じて呼びかけておまして、広報紙等を見ていただいたり、あるいは今現在されている方のお知り合いで、事務局の方へ申し出をしていただいております。本当にありがたいことだと思っております。そういった方には、私どもがつくっておりますマニュアルを事前にご説明申し上げます。それと実際に行っていたく前にその施設、すなわち小学校の受

付室の方へ出向いていただいで、今おられる方に、どういった形かというのを聞いていただくと。その上で本人さんに希望確認して一応なっただくとというふうにしております。

ただ、私どもは、この受付員制度が広がるのが安全力を高める一つの方策だと考えておりますので、なるべくご希望に沿うような形で従事していただくとつりをしております。

また、従事後の研修につきましては年2回、夏休みと3月、学期末に全受付員さんに集まっただきまして、私どもの事務局でのいろんな説明等、それとそのうち1回は、例えば警察の防犯の係長に来ていただきまして、防犯の状況とかそういったことを研修として年2回することによって、受付員さんの資質の向上を図っている、そういう現状でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、統廃合によって削減できた金額についての今後の検証ということですが、これは統廃合のときのご議論でもいただいておりますように、一定統廃合することによって、その当時、8,000万円から約1億円ぐらいの経常経費の削減効果があるということで申し上げておりました。また、そういった削減効果につきましては、20年度より学校へのいろんな方の職員等の配置等を活用していただいていると。そういう形でその削減効果を教育力を高める形でやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、学校教育にかかわってのご質問にご答弁申し上げます。

まず、不登校、いじめ問題の対応でございます。

不登校対応のプロジェクト等は、19年度どのような状況であったか。このプロジェクトと申しますのは、例えば命の危険性、18年度にいじめによる自殺等が多発いたしました。そのような命にかかわるような事象が起こったとき、これは緊急な対応が必要でございます。その際、教育委員会事務局の例えば学校教育課長、教育研究所長、また担当の指導主事、それから人権教育室長、またその取りまとめとして教育総務部理事が学校へ出向いて対応チームをつくる、そのような体制をつくっております。

幸いにして、19年度はそのプロジェクトが学校の方へ発動することはございませんでした。しかし、大変深刻ないじめにつながるようなおそれのあるもの、これはございますので、学校教育課の担当指導主事が学校と連携を図りながら対応しておるところでございます。

また、府のサポートチームでございますが、さまざまないじめだけではなく、少年非行や校内暴力等の荒れに対して府の方からサポートチームを派遣していただき、対応について協力いただくものです。

そのサポートチームの構成でございますが、校長OBあるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家、また警察官のOB等がサポートチームの構成員でございます。

19年度はこのサポートチームへの協力要請は行いませんでしたが、今年度は中学校で1校、このサポートチームに支援をいただいているところでございます。

さて、いじめや不登校にかかわってネット上でのトラブル等、この状況や対応をどのように行っているかという質問でございましたが、平成19年度、携帯やパソコンのネット上でいじめとして認知さ

れた件数が本市で5件ございました。仲よくしておったものが、メールやあるいはブログ等で誹謗中傷し合って、それがいじめに発展するような、そんなケースもございました。お互い顔が見えない中で、しかし心の中に踏み込んで傷つけて、しかも傷つけたことがそのまま残ってしまうネット上でのトラブルは、一たん傷つけられた方については大変深刻な問題であります。

本市ではこの取り組みといたしまして、例えば事務局の指導主事が児童生徒、それから保護者を対象に研修や講習を行う。これは昨年度から実施しております。

また、府教委の方でも携帯ネット利用に関しての対策会議を立ち上げております。そのワーキンググループに本市の指導主事も参加しております。その中でアンケート等を取りながら今後の対応、府全体としての対策について現在まとめておるところでございます。

いずれにしても、携帯の保有等、年齢が低下する傾向がございます。早い段階での対応が必要であり、早急にこの対応を行い、また周知する必要があると、そのようにとらえております。

次に、少人数学級についてであります。

少人数であるかどうかは別にいたしまして、きめ細かな指導、これが児童生徒に必要なだと考えています。特にさまざまな状況、課題を抱えた児童生徒が存在する中で、その子その子の固有の課題に応じたきめめな細かな指導、これは必要だと考えております。そのような中で、少人数の集団あるいは少人数の学級も一つの有効な手だてだと考えております。現在、府教委で実施しております小学校1年生、2年生の35人学級、本市といたしましても、その継続を要望しておるところでございますか、さらに小学校3年

生以上でもそれを拡大できないかということについて要望も上げているところでございます。

また、府の方から配置されます加配等につきましても、さらに増員されるよう現在要望の方を続けております。

また、小学校1年生等、学級補助員等ですが、この配置も有効でございます。この拡大については、今後、予算要求等努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、学力調査の件です。

国の全国学力・学習状況調査でございますが、実施要領につきましては、平成20年度は、19年度のものと同様でありません。その中でこの結果公表については、市町村が独自に判断するという項目がございます。もちろん要領では、過度な競争や序列化、これをあおるようなことは避けるべきであると述べておりますが、この公表については市町村の判断であり、本市で平均正答率の公表を判断したわけでございますが、過度の競争や序列化をあおること、これはあってはならないと考えております。安藤委員がおっしゃるように、学力そのもの、本市の児童生徒の学力をいかに向上するか、これが問題だと考えております。

したがって、我々、比較や競争、これにつながるような形での公表ではなく、本当に本市の子どもにかかわる大人たち全員で、子どもの今後の学力について考えられるような、結果公表を思っただけでまいりましたし、今後もそのような取り組みを続けたいと思っております。

本市独自で行ってまいりました学力定着度調査でございますが、この内容そのものは、基礎的・基本的な事項が中心です。しかし、近年、一部応用的な問題も問題の中に加わってきております。その

中で一つの傾向として、読解力の不足であるとか記述式の問題に対して、なかなか真剣に最後まで取り組めない、このような課題が出てまいりました。

基礎・基本の習得、定着、このような取り組みは学力定着度調査から見えてきた課題の中で、各校すべての学校で取り組んでおりますし、小中連携、やはり学力を向上して、15歳の段階で主体的に判断できる力を身につけるためには、9年間一貫性のある取り組みが必要である。小学校の結果、中学校の結果を見て、そのようなことも明らかとなってまいりました。そのため、平成19年度からは小中連携推進協議会を立ち上げ、小中連携した生徒指導あるいは教科指導の取り組みについて研究を深め、実践しているところでございます。

しかし、もちろんこれは全国の調査からも明らかですが、基礎・基本の話をしたときに、知識・技能の基礎・基本もでございますが、活用の基礎・基本もでございます。全国学力・学習状況調査では活用力の問題、B調査でございますが、非常に大きな課題が見えてきております。これを改善するためには教員の授業力向上が何よりも重要であると思っております。摂津スクール広場協議会や研修等で授業力向上の取り組みをさまざまな形で行っております。今後、授業力向上については取り組んでまいりたいと思っております。

今年度、先ほど申し上げたように、全国学力・学習状況調査の平均正答率も含めた結果公表を行いました。学力調査について論じるのではなく、今後、学力について関心を持っていただき、狭い意味の学力ではなく、子どもたちの未来、夢や志をいかにして、はぐぐむか、そういう意味での子どもに対しての関心を持っ

ていただきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 それでは、学校耐震補強の工法と、それと校舎の老朽化のチェック、改修計画というご質問にお答えさせていただきます。

平成20年6月、本会議での一般質問、委員の質問にもございましたように、この6月に地震防災対策特別措置法が改正され、I s値0.3未満の建物につきましては補助率が2分の1から3分の2にかさ上げがされるということで、先日の本会議におきまして債務負担行為をいただき、2次診断を実施するべく、今、準備を進めておるところでございます。

この工法、いろいろございますけれども、先ほど委員のご指摘がございましたように、建物の荷重を減らすという意味合いで、4階の建物を2階にするといったような場合は、空き教室がある場合のみでございますので、先ほども答弁がございましたように、本市におきましてそれだけの空き教室がございませんので、そういった手法は困難かと考えております。

ただ、この2次診断の結果につきまして、その結果に基づきまして実施設計を行うわけでございますけれども、その実施設計を行う段階で、学校ごとに工種、そういったものがあるのかということと検討をしているところでございます。

現在までは在来工法ということで、各学校ブレスを入れたり補強壁で補強したりということでの工法をしておるところでございます。

それと施設の改修等につきましてですが、この施設の改修につきましても、法律の改正に基づきまして、耐震工事と同時に行う場合につきましては、関連工事として取り扱われる場合、大規模改造の

改修等につきましての交付金の補助率のかさ上げが適用されるということで変わっております。ですので、教育委員会といたしましては、できるだけ有効にこの制度を利用して、財政負担が少なく済むよう、耐震工事とあわせて外壁や屋上防水、また経っております教室等の改修もあわせて実施してまいりたいと変えております。

また、日々の点検で学校よりコンクリートの剥離等、あったということの連絡をいただきましたから、目視ではございますが、確認をして危険と思われる場合については、ただちに業者に依頼をして調査をしてもらい、その都度、補修を直ちに行っておるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 それでは、北野課長。

○北野学務課長 それでは、私の方から通学区域審議会と通学路の安全対策の件について、ご答弁申し上げます。

通学区域審議会の担当事務は、通学区域を決定すること、定めること、いわゆる校区を定めることになっております。一方、通学路の選定につきましては、これは毎年学校がPTAや地域の皆様方と協議しながら選定し、教育委員会に報告いただくものでございます。そんな中で地域ボランティアの皆さんや、あるいはPTAの通学路点検、行動などによってさまざまな要望が私どもの方にまいります。それを受けまして、関係課、道路課、交通対策課、関係機関、警察、大阪府土木事務所等と協議しながら通学路の改善に努めてまいったところでございます。

○柴田繁勝委員長 平松参事。

○平松学校教育課参事 講師の補充の件につきまして、ご答弁させていただきます。

平成19年度は、講師の補充はすべてできましたが、現在、講師確保に全力を挙げて努めておりますけれども、二つの学校で講師が補充できていない状況でございます。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課にかかります2回目のご答弁を申し上げたいと思います。

まず、学童保育の待機児童の解消ということでございますけれども、これにつきましては、委員ご指摘のとおり、一斉受付後19年度で34人、20年度で44人おられますけれども、まず4月1日からの学童保育室の開室に当たりまして、一斉申し込みを受付いたしました、その人数をもとに指導員の配置、そういったところをまず確実にやるように、そういったことを行っております。

この一斉受け付け後、あとどれだけの申し込みがあるかということで、人数が決まらなると指導員の配置等も決まりませんので、そういった点につきましてご理解いただければと思います。

それから次に、学童保育のガイドラインの点等についてご指摘がありましたけれども、これも平成19年10月にガイドラインが示されまして、規模でいいますと、1教室おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、放課後1クラブの規模については、最大70人までとする。また、施設の面では、児童1人当たり、おおむね1.65平米以上の面積を確保することが望ましい、そういった事柄がいろいろとこのガイドラインで示されました。

今回、三宅柳田小学校につきましては、工事前でいいますと、今現在90名、当初の定員でいいますと90名、これを面積で割りますと、1人当たりの面積1.

17になります。ただ今現在、工事を進めておりますので、この新築工事が済みますと、1.99ということで、ガイドラインに示されている一定の面積についてはクリアできたかなと思っております。

また、保育の充実、こういったことも20年度におきましては、月1回ですけれども、第4土曜日に一日保育の開催等を行いまして、できるだけ開催日数、これも国の基準で250日以上、開催するというのも新たに出てきましたので、そういったことに沿ってそういったことの充実に努めております。

それから、最後、わくわく広場の件でございます。これにつきましては、いろいろ開催日数等、まだまだ不十分な点があるかと思っておりますけれども、20年度におきましては、この指導に当たっていただいております指導員の方の報償ですけれども、19年度は1回、時間にして2時間半ぐらいその日に出ていただくんですけれども、19年度は1回について1,000円お支払いいたしておりました。今年度、20年度におきましては、今現在、1回について1,500円ということで、500円の引き上げをさせていただいております。

また、週1回の開催については、複数回数の点については、まだ取り組めておりませんが、今年度、社会教育指導嘱託員といたしまして退職校長にお越しいただき、わくわく広場の内容の充実に務めております。一例を挙げますと、今まで登録制等を行っておらなかったんですけれども、そういった子どもの安全面の点で、もし事故が起こった場合の連絡先とか、そういったことも一定こちらの方で事業を進める中で把握する必要がありますので、そういったことも今回行っております。

また通常は、水曜、金曜、19年度におきましては、先ほどお答えしましたように土曜日の開催があったんですけども、20年度におきましては、すべて一応平日の水曜もしくは金曜日に開催ということで、参加児童の方も昨年に比べては増えてくるかと思っております。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 それでは、今後の給食調理業務の民間委託の考え方について、ご答弁申し上げます。

本市の行革方針、それに基づく退職者への対応の考え方というものがやはりベースになってくるのかなというふうには考えておりますが、その委託化に向けた具体的な作業に入る前に、例えば本市の定める業者の選定基準であるとか、当該校での仕様の部分であるとか、そういったことをクリアできる業者ですね、これが存在するのかどうか、この部分については、調理業務という専門性もあって、人の確保の問題等もありますので、その辺も十分に検証しながら、他市の動向であるとか業者の動向であるとかといったことも検証しながら、また実際に現在進めております鳥飼西小学校の委託化の部分ですが、その検証として、給食会の総会での当該校の校長の方から報告をいただいたり、20年の9月なんですけれども、検証会議といたしまして、給食会会長であるとか市内の栄養士、また鳥飼西小学校のPTAの代表の方等が入った中で、実際の調理作業の視察、また給食の試食、また子どもたちの食事のときの様子であるとか、下膳の様子であるとかいうところを視察しながら意見交換もさせていただいておりますし、そういった検証もしながら、その辺、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 教育委員会議の議事録についてでございますけども、いろいろ傍聴ですとか公開に向けて教育委員会議の中でも議論をさせていただいて、公開の方向でやられているというようなお話がありましたので、これ以上言いませんが、ホームページでの公開、公共施設での配置ということについては、ぜひお願いしたいと思います。

教育委員会から諮問する通学区域審議会は、摂津市のホームページの中できちんと平成18年度第1回と第2回と、議事録と申しますか、要点整理という形で公開されています。いろいろそれを検証するという上でも、市民がどんな通学区域の審議会の議論があったのかというのは、それを見ても非常によくわかりますし、逆に、それを見ることによって市民が意見を市の方に届けることも可能になっていくと思っておりますので、よろしく申し上げます。要望しておきます。

資格要件についてですけども、何度も何度も申しわけございませんが、確認方法については、文書で確認されているのか口頭でされているのかだけちょっとお聞かせいただけたらと思っております。

次が、ボランティア、安全対策についてであります。ボランティアで来ていただいて、そのつながりでまた新しいボランティアが広がっていくと。そのボランティアで来ていただいた地域の方が、学校以外のところで子どもたちと会ったときにあいさつができて、そういった広がりが、面で子どもたちを見守っていくということであれば、安全、受付員というのは完全なガードマンという形ではないですから、子どもの安全を守るんだということではないかもしれませんが、非常に有効ないい制度ではないかなというふうに思っています。

そういう意味では、そこに通っている子どもも保護者も学校も、受付員さんの交流というのを非常に大事にする必要があるのかなと思っておりますので、受付員さんの研修も含めてなんですけども、逆に受付員さんの目で学校や保護者や先生たちに対してのいろいろな思いとかも吸い上げていただいて、きちんと交流ができるように、コミュニケーションができるような形、そういったパイプを太くしていただけたらなと思いますので、その点を要望しておきたいと思います。

通学区域審議会につきましては、区域の設定、定めるということがその審議会の中身だということでもあります。通学路については、審議会を開くのではなくて、教育委員会、保護者、PTA、学校等、関係機関でいろいろ安全の対策をやっていくということですね。わかりました。

ただ、通学区域審議会において、平成18年度の2回の審議会で通学区域が決まったということで、19年度は開かれなかったのかなというふうに思うんですけども、18年度の区域が決まった後の19年度の中でも、いろいろなご意見等が出てきているのではないかなというふうに思うんですけども、そういったことはあったのかどうか、その点だけもう一回お聞かせください。

そういった際には、通学区域審議会で既に決定済みなので、もう話は聞きませんというような対応だったのか、そういった点だけを聞かせていただきたいと思います。

それから、交通専従員。通学路の安全について、通学区域審議会ではなくて関係機関で対応していくというお話なんですけども、ボランティアの方々が本当に自発的に、緑や黄色いヤッケを来ていただいて、毎朝もしくは夕方立っていただ

いているところというのは、やっぱり危険な場所です。

子どもが道路を渡る際に横断歩道がない。横断歩道がないところを渡らせて通学させる。または歩道がない、路側帯がない中、大型のトラックがどんどんと通行している地域の中を住宅開発によって通学路そのものが、本当に危険な道路が通学路となっているという場合もあるわけす。

そういう点では、通学路の安全対策、以前にも一般質問等でも取り上げたりしているわけで、構造上難しい場合については、それなりの対応というの、地域の方々を巻き込んで、教育委員会の方も一緒になって考えていただくことは大事なことではないかなというふうに思いますが、そういうお考えはいかがなんでしょうか。すべて地域の方でやっていただくというようなお考えなのかどうかだけ聞かせてください。

不登校、いじめの問題です。本当に心を痛める状況が多々ありますし、それは子どもたちや保護者だけの問題かということ、大きな背景には社会全体の問題があると言わなければならないと思いますが、しかし、少なくとも、摂津の子どもたちが学校に楽しく通って、基礎学力を身につけていく、そういうことになるように努力をしていただけたらなと思っています。

少人数学級についてのお答えもいただきました。いじめの問題もそうですし、学力の問題も含めてなんですけども、少人数授業、少人数指導とは別に、クラス単位の少人数というのは、生活、それから授業を成り立たせるという意味では効果があるという、いろいろなデータが出されています。

本会議の中でもご紹介させていただ

たんですが、OECDのPISAの調査があって、連続で学力世界一になっているフィンランドというのは非常に学ぶ点が多くあって、それこそ過度な競争ではない教育と。

それから先生、学校へ教材を選ぶ自主的な権限を与えていたり、統制をしたり管理をしたりするという教育ではない。

もう一つ大事なことは、少人数で、20人以下の学級で子どもたちを教えている。そういった積み重ねが平均点を上げて、先ほど学力テストでありましたけど、0点、1点という最下位層が本当に少ないというような結果が出ているというようなことを本で読んだんです。

これは摂津市だけでそれができるかという、これは国全体の教育方針の問題にかかわってくることですが、しかし少なくとも摂津市でできることとして、先ほども少人数学級については要望されているというようにおっしゃいましたけども、市としての粘り強い要望と、市としても補完的に予算も使って、子どもたちが不登校に追い込まれないように、いじめで苦しむ子がいないように、そのための一番の根源的なところで少人数学級というのはあると思うんですよ。そういう意味では、市としても独自に頑張っていく姿勢というのは示すべきだというふうに思っているわけです。その点、改めて教育長からお聞かせいただけないでしょうか。

それから、学力の問題でございますが、実施要綱は変わっていないということで、ただ、いろいろな議論の中で公表に至ったということですが、定着度テストの結果から、いろいろな努力をされてきたわけです。

その努力、いろいろな手を打たれていることが一朝一夕に効果が出るかという

と、それは私でもそんなに簡単に出るものではないと。継続的に見ていかなければならない、そういうものだというふうに私も思っています。

そういうものが過度な競争、序列化に結びつくおそれがあるというのは、19年度の教育委員会議の中で教育委員会の指導主事が答えておられるわけです。そのおそれがあるからこそ公表しないんだというのは、僕はそのとおりなんだなと思うんです。公表して、その数字がひとり歩きするおそれがある。そのひとり歩きが過度の競争や序列化を招くおそれがある。そのおそれが本来の学力の向上とは違うところに走っていく危険がある。

その危険というのは、必ずしも60年代に文部省が実施した学力テストで教育がゆがめられたと。テストにかかわっての不正問題がたくさん起きて廃止になったと、そういう経験があったからこそ、こういったおそれがあるというようなことで公表を差し控えてきたんだと思うんです。

そういった議論をすべて飛んでしまって今回公表されているということについては、今までの議論は一体何だったんだろうかなというように思いがしてならないわけですが、その点の議論はもう少し議事録を読み込まないといけません、そういったところへの踏み込んだ議論が本当にあったのかどうか。おっしゃったように、学力テストの問題よりも学力向上についてやっぱり考えていく、みんなで協力して努力していくというのは、私もそのとおりだと思います。しかし、それをやる上で障害になるのが、その数字のひとり歩きになるおそれがある学力テストの問題なんですね。

既にPISAの調査結果でも活用力に問題があるというのは日本の子どもたち

の課題だというのは、はっきりしていたわけですから、それから、家庭学習の習慣や、それから基本的な生活習慣がきちんととれているかとれていないかが、学力の格差にもつながっているということもわかっていたことであって、そういった意味では、この学力テストによって得られるものというのは非常に少ない。摂津市が今までさぼっていたんなら別ですよ。さぼっていて、公表されて数字を見てびっくりして力を入れようというんなら別ですけども、私はそうではないというふうに思っているわけです。

そういう点では、学力テストの参加問題、これも言いましたけども、愛知県の犬山市では、市独自で少人数学級をやられて、市独自での学力向上策を打って、「学力の一斉テストをやらなくてもいいんだ」という教育委員会独自の判断で学力一斉テスト不参加表明されているわけですよ。そういった独自性を発揮していくことが、逆に摂津市民の摂津市教育委員会、教育行政への信頼を得ていくものになるのではないかなというふうに思います。

ちょっと総括的な質問ですけども、先ほどの少人数学級を含めて、教育長お願いいたします。

耐震補強については、2次診断をこれからやられていくわけですが、当初、耐震構造計算をされる専門家の方が非常に少なく、一斉にやるときに、果たしてそれが構造計算のできる方が確保できるのかなと危惧をされる声も聞いておったわけですが、その点はめどがついているのかどうかお聞かせいただいて、もちろん早急に進めていただくことを要望しておきたいと思っております。そのめどだけちょっとお聞かせください。

それから同時に、耐震基準を満たして

いる学校の建物も含めて、壁面等々、震災によって崩れ落ちてくる、崩落をする、もしくは沈下をする、階段が崩れる、そういった危険のあるようなところについて、きちんとそれぞれの学校から挙げていただいた中で、早急にそれは対処していただくことは改めて要望しておきたいと思っております。

給食の方につきましては、結局、民間委託も行革が頭にあって、経済的な問題によって民間委託を選択せざるを得ないというふうな認識を持っているわけですけども、一つ一つの学校でこれから民間委託が取り上げられていくのかどうか、私は直営を守っていくということが非常に必要だというように思っておりますので、そのことを申し上げつつ、しかし民間委託の日常の検証は、今おっしゃったようにきっちりやっていたかのと同時に、今後の調理業務の問題については、きちんと一校一校民間委託がいいのかどうかというのは、改めて一からきちんと議論するということをしていただきたいと思います。それは方針ですから、人が少なくなったから民間委託ありでやってしまうのかどうか、それでは困るわけで、その点のちょっと見解を聞いておきたいと思っております。

学童保育については、事務上の手続上の問題で一斉受け付けの締め切り日の後には、4月1日からきちんと人員確保しなければいけないということもわからないでもないんですけども、学校に行き始める、もしくは進級する、それから引っ越してきたばかりのところで、子どもが地域の人たちともまだ顔なじみになっていない中で、放課後の子どもの居場所というのは、やはり学童保育なんですね。そういった子どもたちが慣れない土地で、一人で家で暮らす危機感がちょっとでも

あるということは不幸なことだと思います。

摂津市の学童保育としても、この問題が今現在で10数人ですね、弾力的に運用するというと、どっと来るのかどうかわかりませんが、それに対応できるような体制をとる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ガイドラインは、あくまでもこれは法的な義務というか拘束力がないものだそうなんですけども、しかし規模とか補助金を受けていない学童保育も含めて、こういった基準ですよということでガイドラインを厚生労働省が出したということは、非常に学童保育の重要性、それから保護者や子どもたちが求めている力というものが非常に大きいことを示しているわけで、このガイドラインに少しでも近づけるように、三宅柳田小の場合は、保育室ができれば面積の部分ではプラスになってくるというお話ですけども、ガイドラインやそれから実施要綱等々、クリアできるような体制をとっていただきたいなというふうに思います。要望です。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 法律で決まっている内容の確認につきましては、事前に面談して口頭で伺っております。

○柴田繁勝委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 耐震診断等の人材の確保はできているのかということでお答えさせていただきます。

第2次診断につきまして、今年度予定しておりますさきの議会で債務負担行為をいただきました分につきまして、今月末に入札を予定しております、業者の選定ということになっております。

ただ、工事等に関しましては、22年ということで先の話になりますが、現状で高槻市さんが学校の一般競争入札です

ね、工事が一度不成立になりまして、その後、指名競争入札において成立したというのが2件等、あと茨木市さんにつきましても、指名競争入札で一度目は不成立となりましたけれども、再度指名で成立ということで、業者選定には各市、苦勞されていることかと思いますが、我々も決して特別ではないというふうに認識しておりますが、財政当局の入札の方、担当者とも詰めまして、また建築住宅課とも協議しながら、おくれのないように進めたいと考えます。

○柴田繁勝委員長 北野課長。

○北野学務課長 私の方から通学区域審議会の件と通学路の安全対策についてご答弁申し上げます。

18年度に開催いたしました通学区域審議会において、旧の三宅小学校区が千里丘小学校と三宅柳田小学校に二つに分かれました。これを受けまして、答申では個々の保護者や児童についていろいろな諸事情があるので、個別に教育的配慮をもって対応されたいという事項が答申としてございます。これを受けまして、三宅小学校で千里丘1丁目、2丁目に住んでおられる方は千里丘小学校になるんですけど、在校生、友人関係、いろんな形がございまして。この方々は、校区は千里丘小学校区ですけども、現在、三宅柳田小学校に通っていただいていると、こういうご要望を受けて、そういう対応の仕方をしてまいったところでございます。

それと、通学路の安全対策の件でございまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり地域であるとかPTAの活動をどんどん広がって行って子どもたちを見守っていくというのが一番大事なことだと考えております。しかし、先ほども申し上げたように、踏切等の非常に危険な箇所がございまして。こういう箇所に

については、税でもって対応するのも、一つ考え方としてあると考えております。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 給食調理業務の民間委託についてでございますが、今後の方針等については、現在のところ明確にはなっておりませんが、委託化の方針が決まれば、鳥飼西小学校と同様、委託化について内外の十分議論をした上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 それでは、和島教育長。

○和島教育長 それでは、少人数学級の件でその重要性というか、要請についてのご指摘でございます。

このことにつきましては、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では、学級定数40人と定められております。それで、この問題については、これまでも何回も議論をされてきているところでございますけども、これを35人あるいは30人に市町村がやっていくには、やはり市単費で基本的にやらなきゃならないということで、本市の今の財政状況の中では、市単費で学級を35人あるいは30人に減らしていくということは非常に困難であるというのは、これまでのご答弁で申し上げてきたところでございます。

ただ、先ほど課長の方から答弁いたしておりますように、都市教育長協議会等を通じて、国あるいは府に対して、学級編成、定数の改善についての要望は出しているところでございます。

ただ、本市といたしましては、すべての学級をそういうふうに持っていくということは非常に困難ではございますけれども、これまでもいろんな場面でご説明申し上げておりますように、例えば、小学校1年生学級の補助員、今年度は4校

10人を配置いたしましたけれども、1年生がスムーズに小学校生活を送れるようにということで、この補助員の配置を今年からやっております。これにつきましても、先ほどの答弁がありましたように、今後、全小学校の1年生学級に配置できるように、予算確保に向けて努力してまいりたいと思っております。

また、学校教育の中でいえば、そのほか読書活動推進サポーターあるいは学習サポーター等、そのような方たちも市単費で配置して、特に課題の多い学校には、そういう学習サポーターを配置しております。

読書活動推進サポーターについては、全小中学校に今年度から配置させていただいております。

また、いじめ、不登校の問題も先ほどもご答弁申し上げておりましたけれども、学校家庭連携支援モデル事業も相談員さんを配置するとか、さまざまな課題の学校には、そういう面でも市単費での人的配置あるいは府のそういう補助制度も活用したということで、できる範囲のことはやっておりますし、今後もそれをさらに充実して、子どもたちの学校生活を支えるように努力してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それと、2点目の公表の問題ですけれども、これにつきましても、さきの本会議の質疑の中でもご答弁させていただいておりますけれども、この数値の公表につきましては、先ほどご指摘がありますように、昨年年第1回全国学テストの結果公表につきましても、どうしていくんだということを先ほど来答弁いたしておりますけれども、昨年来、定例教育委員会議で何度もこの議論をさせていただいております。昨年の段階では、やはり序列化あるいは過度の競争につながるとい

う本来の実施要綱に基づいて、数値については非公開でいくということが昨年の定例会での結論でございましたけれども、今年度第2回の学力テスト結果が出てまいりました。その公表についても、昨年度の議論に引き続いて教育委員会議の中でさらに議論を深めてまいったところでございます。

教育委員会議の中での議論は、先ほど言いましたように、デメリットとしては序列化あるいは過度の競争、これは数字のひとり歩きとか、いろんなデメリットがありますけど、その一方で意見が出ておりましたのは、やはり保護者の関心は、自分の子どもが学ぶ学校、市町村のレベルはどの程度なのか知りたいんだという声も強うございます。あるいは情報公開制度の観点からいいましたら、知る権利、説明責任、市として、教育委員会として説明責任を果たす、そういうことも果たさなければならぬ。その点からいえば、情報公開制度の観点からいえば公開すべきであると。数値を含めて公開すべきであると、そういう議論が交わされておりました。

そういう中で、もう一つのやはり大きな要因は、情報公開制度に基づいて、大阪府知事に対して住民の情報公開請求があつて、10月16日には全市町村の平均正答率を公開するんだというような報道が出ました。また、それは府教委からも情報として入ってまいりました。やはりそうなりますと、まさに数値のひとり歩き、摂津市の子どもたちの抱える課題、生活習慣あるいは学習習慣、そういうことは除いて、数値だけが、平均正答率がポンと出ていく、まさに数値の一人歩きじゃないかということも私は判断材料として考えておりました。そういう中で、先ほど言いましたデメリットある

いはメリット両方から検討した結果、教育委員会議、委員全員一致で公開に踏み切ったものでございます。

そして、もうご承知と申しますけれども、今週の土曜日、11月22日、そして29日には、私どもでまとめました第2回全国学力テストの結果、数値を含めて子どもたちの抱える生活習慣あるいは学習習慣、それらをすべて含めて市PTAの皆さん方を対象に説明会を開催します。といいますのも、やはり情報を共有していかなければならない。子どもたちが今抱えている課題を共有して、そこから社会全体で摂津の子どもたちをもう一度教育していかないとあかんのじゃないかという観点から進めております。私は公開に踏み切つてよかったんだろうなと思っております。今のところデメリットという部分では出てきてないと思っております。ただ、その辺も十分注意しながら、子どもたちが元気が出るように、今後、教育施策を打ち出していきたくと、そのように考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 教育長の方からもご答弁をいただきましたので最後にしたいんですが、少人数学級については、もちろん予算の関係もあります。ただ、今、学校や子どもたちが置かれている状況、学力の部分、それからいじめや不登校のことも、生活のことも、それこそ基本的な生活習慣や学習習慣というものを身につけてもらおうというようなことも含めて、本当にたくさんの課題を抱えている中で、今の学校の人員配置だけではなかなかもたないんじゃないかと。それを何とか補うために、いろいろな教育研究所の教室や1年生の補助教員さんですとかやっていただいているかと思うんですけども、やはり根本的な問題として、生活単位と

してのクラスの少人数化というのは欠かせないことだと思います。

そういった認識で、これは各地方議会からも少人数学級を国に求める意見書が。摂津の議会でも採択されていることですし、本来的には国が責任を持つべきものでありますので、要望は今後もより一層強めていただきたいのとあわせて、市としても、やっぱり邪道になるのかもしれませんが、今の目の前の、暫定的に守るためにも、予算的に確保して人員を増やしていくということも取り組む価値、意味があると思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

それから、学力テストについては、もう何度も繰り返しになりますので、こちらでもこのぐらいにしておきたいと思うんですけど、やっぱり情報公開の話になってきますと、どうしても請求があれば出さなきゃいけないような話になってくるのは必然でして、その必然で出た数字がひとり歩きをするおそれがあるって、教育そのものと学力そのものの弊害になるデメリットとなる可能性が非常にあるんだというのは、共通の認識だと思っています。それならば数字を公表してからというのではなくて、学力の中身について説明会をして、摂津の子どもたちが置かれている学力はこんなところが苦手ですよということでの共有という意味ならわかりますけど、数字を発表することによって、それが関心を持つというのはちょっとおかしいですし、その数字に興味を持つのは、教育長がおっしゃったように、親というよりは、どちらかというと、序列化をして、そこで新たなチャンスを開きたい。それは教育産業であったり、一定の目論見を持っている、意図を持っている方々は、もちろんあれですし、例えば文部科学省から言えば、今までの詰め

込みからゆとりに来て、ゆとりではだめだ、もっと詰め込みをしていくため、教育行政を変えていくためのこにしようというような、うがった見方かもしれませんが、そういったところでしか使われないものであって、いっそのこと参加をしない、そんな判断をすべきだということは申し上げておきたいと思います。

最後に、耐震補強2次診断についても、入札の問題もあると思いますが、19年度、それから20年度にかけて教育関係で当初予算から大幅に金額が変わってくる、いろいろな事情があるかもしれませんが、やはり専門的な観点からきちんとした精査を行っていただいて、4億円が8億円になるというのは、やっぱりどう考えてもこれは納得いかないものです。統廃合の上で議論する上で、イニシャルコストが4億円かかるんですよという話、プールのときには改修に2億円かかるんですよということでプールがつぶれちゃったわけですから、そういった観点できちんと精査してやっていただくことは要請しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1年ぶりに文教に帰ってまいりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょうど19年の当初予算のときの委員会は質問もさせていただきました。そのときにいただいた答弁も踏まえながら、ちょっとご質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なるだけ重ならないようにさせていただきますので、お願いします。

まず1点目は、小中学校通学区域審議会の委員の報酬についてということですが、先ほど来、議論がありましたけれども、19年度については執行されなかったということでございます。そのときの

当初予算のときに質問を私、させていただいたときに、これはどういうことになるんですかというふうに言いますと、例えば大型都市開発等で校区の児童数が大幅に変わるときはすぐに開催できずと、こういう答弁をいただきました。

事務事業報告書の中で19年度の小学校の児童数の記載がありますけども、摂津小学校は625名ということでございます。一番大きな学校になりましたけども、平成20年度の三宅柳田小学校、合併した学校は2番目に大きいことになると思うんですが、これも600名を超えていると思いますが、そして南千里丘のまちづくりというのも、これは19年度で具体的に合意に向けた動きがはっきりと動いておりまして、20年度が着工になったわけですから、これは確実にまちがつくられるという段階になってきました。

それで、この人数ですけど、以前にやりました小中学校適正配置等審議会というのがありましたね、随分前になりますけど。このときに適正な数は幾らかというと、12から18学級が適正ですよということに答申が出ています。ということは、今、1年生が35人と計算しますと690人になりますね。690人を超えると不適正ということになるんですが、これは900戸とかいうふうに、まちができるというふうになっていましたけど、これができてきますと、片や625人もいますから、690人を超えると、適正からまた不適正になると、こういう可能性があった、予測されたというふうな19年だったと思うんですけど、そういう認識について、この審議会にかける段階ではなかったのか、かける段階であったのかなかったのか、将来、これはまた問題とすべきなのかという認識をちょっと

最初に聞いておきいたと思います。

それから、2番目に教育相談事業についてでございますが、決算概要の134ページの教育研究所教育相談事業について、関連しまして、ちょうど平成18年が非常にいじめによる自殺が全国的に相次ぎまして、本市でも電話相談の窓口を設ける等、いろいろ対策をとられました。その翌年の19年2月、摂津市の教育フォーラムにおいても、いじめを取り上げられた、議題にされたということでございます。そうした時期でもありまして、保護者を初めとして、関係者は大変いじめに対して敏感になっていたときだと思えます。

事務事業報告書にその相談内容が載っておりますけども、相談回数においては、全体では前年より約200回多い824回になっておりまして、特にいじめでは前回の18年は2回ですが、19年は9回に増加していますね。

それから、心に対する相談というのは、18年は10回、19年は49回というふうになっています。

発達に関する相談が24回から66回、それから小学校のスクールカウンセラーの相談回数では、全体では約500回増加してまして、1,876回となっています。不登校では、前回18年は115回ですが、19年は274回というふうに倍以上になっています。

それから、いじめについては、前年が28回で19年が52回に増加しています。

心に関する相談、それから発達に関する相談、集団生活への対応、こういったものは18年度には項目が分けられてないので対比できないんですけど、多分多くなっていると思うんです。こういう相談の実態を踏まえまして、子どもたちが

取り巻かれた環境、それから子どもたちの心の状態、保護者も含めてですけれども、どういうふうな状態にあったと教育委員会の方では認識をされるのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから3番目に、適応指導教室事業についてでございますが、決算概要書の135ページ、適応指導教室事業において、この事務事業報告書の中で適応指導教室入室状況、18年度が中学生が13人で、通用回数は1,509日、延べね。19年度は中学生11人で、通用回数が446日というふうに大変激減をしているんですけれども、この辺についてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから4番目、教育指導研修事業ですが、決算概要書、同じく135ページですが、この教育指導研修事業についても、これも事務事業報告書で見ますと、今回は英語に対する講座が新たに導入をされています。特に小学校向けの英語の事業の講座が取り入れられています。

教育フォーラムの本に高村先生のことがかちょっと書いてあって、高村先生の講座もあったんですかね。ちょっとわからないんですが。それと、昨年同様に、不登校に対する講座が設けられています。いずれも受講者が多いですね。参加者が多いです。どのような方向性や課題を持たれて取り組まれたのか、狙いをちょっと教えていただきたいと思います。

5番目、学校体育振興事業について、決算概要書の136ページです。

学校体育振興事業について、99万2,000円の決算となっておりますけれども、部活指導者の派遣について、部活指導者をそれぞれの学校に割り当てられていますけれども、どのような基準で学校に派遣を決定をされているのか、ちょっとプロセスを、学校から要望があるとか、それ

も「こういう人を指導にください」というようなことで派遣要請に基づいて決めておられるのか、その辺のところ辺をちょっとお願いします。

それから、先ほどちょっと議論にありましたけれども、それぞれ資格もある人だというふうにおっしゃっていましたが、それぞれ審判の資格等、資格を持たれている方が派遣をされているのかどうか、そしてどういった方、例えば、OBだった方だとか学生だとかいろいろあると思うんですけど、そういうのも含めてちょっとお願いしたいと思います。

それから、それぞれの学校において、先生方はクラブ顧問につかれると思うんですけども、中学校の先生の中でクラブ顧問を持たれている方の大体の割合というのがわかれば、ちょっとお教え願いたいと思います。

それから6番目、学校部活動等助成事業についてでございます。決算書137ページです。

この学校部活動助成事業について、事務報告書に書いてありますが、入部率が載っています。19年度は87.6%、18年度より約3%下がっているんです。特に見ると、文科系がかちょっと減っています。運動系は大体同じくらいなんですが、こういう、ちょっと下がっているということについて、教育委員会は教育上、どういうふうにとらえておられるのか。

また、近年の加入率について、どのように推移をしているのか、また、学校教育において、クラブ活動をどのような位置づけとして教育委員会としてはとらえておられるのかというようなことをお願いいたします。

それから7番目、学力定着度調査事業についてです。

決算書では137ページですが、この

学力定着度調査事業について、平成16年度から5年間の予定で三つの目的を持って実施をされておられます。

1点目が、児童生徒一人ひとりの取り組むべき課題を明確に、主体的に学ぶ意欲を向上させること、これは児童生徒に対しての還元ということですね。

2点目は、各学校が基礎・基本の定着状況を把握することで、指導体制及び指導計画の改善を図るとともに、各教員の指導の改善を生かすことで学習指導を充実させることです。

3点目には、本市教育委員会として確かな学力を向上させるための施策の充実を目指し、調査の結果をもとに、より一層、いきたくてたまらない学校、学びのある教室づくりを推進するための方策を探ることになっておりますけれども、平成19年度で学力定着度試験4年目を迎えてまいります。19年度は全国学力学習調査が入ってまいりました関係で、それまでは小学6年生と中学3年生に行われたものが、小学5年生と2年生に移行されました。したがって、試験の内容、また学年も変わりますから試験の内容も変更になっておりますし、連続して調査をしていたことがちょっと途切れるのではないかというふうな感じがするんですけども、学年を変えたことについて三つのねらいをしっかりと調査ができるようになっていのか、その結果についてどのように認識をされているのか、また19年度の予算の文教常任委員会での答弁では、各学校で学力向上プランを19年度中に作成することになっておりますという答弁がありますけれども、その結果についてお答え願います。

8番目、自学自習力育成サポート事業についてですが、決算概要の137ページ同じく、自学自習力育成サポート事業

について、平成17年度から3年間の大阪府の補助事業として実施をされておりますけれども、指定する学校に放課後学習指導相談室を設置しまして、児童の自学自習力を育成するというふうになっておりますけれども、平成19年度は最終年度ということでございまして、翌年の学習サポーター派遣事業へと発展していったということになっております。それで20年度はなくなったと、こういうふうになっているわけですが、この3年間の取り組みによって得られたことについて、ちょっと総括していただいて、学習サポーター派遣事業へと発展をさせていったということで、どういう部分を引き続いてこれを発展させたのかということをお答え願います。

9番目、同じく137ページ、夏休み学校へ行こうプラン推進事業については、59万1,000円の決算となっております。平成19年度には延べ24人、合計回数394人が派遣になったということになっておりますけれども、学生ボランティア、地域ボランティアで人選されているということですが、この人たちは単価を幾らでお願いをしているのか、またどのように呼びかけられてお願いをしていったのか、そしてそれぞれの方々の身分はどういうふうな方、学生とか地域の人とかというふうに分けられておりますけれども、もう少しその辺の分類ができれば、あわせてお願いをいたします。

それから10番目、不登校対策緊急事業でございしますが、この不登校対策についても、今までも随分議論をさせていただきましたが、同じく決算概要の137ページですが、224万円の決算となっております。第一中学校と第五中学校に不登校支援協力員を派遣して、不登校の未然防止や早期対応のために、教職員やス

クールカウンセラーと連携しながら生徒を支援するというふうになっていきますけども、平成19年度の摂津市の不登校緊急事態の実態、どういうふうな緊急事態になっていたのか、その1年間の支援員さんたちの実績について、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから11番目、学校園の所要物品の購入についてでございますが、決算概要の137ページにあります小学校管理運営事業、これは中学校も一緒ですけども、消耗品費がありまして、各学校で消耗品を購入するというふうになっていますが、この購入方法について、特に事務用品とか文具用品ですね、どういうふうな方法で取り決め等をされているのかということをお願いいたします。

12番、学校管理についての車の駐車についてでございます。同じく決算概要139ページの小学校施設管理事業に関連をしておりますが、本市の学校の敷地には教職員が車を駐車されています。文部科学省が出している小学校施設整備指針というのがありますけども、これには駐車場に関しては、地域の状況に応じて、職員や学校開放時の住民等の駐車場、自転車等駐輪場を設ける場合においては児童等の安全を確保した上で、必要とする面積を適切な位置に配置することが重要である、というふうにありますけども、各学校で必要とする面積というのはどのように決められておられるのか、ちょっと1回目ご答弁をお願いします。

それから13番目、小学校給食調理改善事業でございます。

これは先ほども議論がありましたけれども、決算概要142ページでございますが、小学校の給食調理場改善改修事業については、工事費としては、予算額と決算額に随分と乖離があります。このと

きの入札状況とまた工事の内容についての乖離について、ちょっとご説明ください。

それから、19年度は鳥飼西小学校でドライ化の工事を行っている中で民間委託の準備が進められました。先ほども議論がありましたけども、年度途中で補正予算、3年間で6,300万円債務負担行為が組まれてきて、これは本委員会が取り上げて説明がありました。そのときに費用対効果や何かいろいろ議論がなされましたけども、そして調理業務委託へというふうになってまいりました。その間には保護者との協議いろいろありまして、業者との協議もありました。委託が始まったわけでございますが、この一連の手續、また取り組みを振り返られて、教育委員会として、これは第1号であったわけですが、どのように評価をされているのか、ちょっと評価をお願いしたいと思います。

14番目、幼稚園の定数についてです。決算報告書の147ページ、幼稚園管理運営事業についてですが、事務事業報告では、各幼稚園の定数が割れているふうに思います。4歳児と5歳児について、それぞれ幼稚園でどのような園児数であったのか、また申し込み数についてどのように推移をしてきているのか、また地域的な片寄りがあるのか、それぞれの状況の報告をお願いいたします。

15番目、私立幼稚園保護者補助金についてでございますが、決算概要の148ページになります。

私立幼稚園園児保護者補助事業について、平成19年度より私立幼稚園の園児保護者への補助金、3歳児にも支給となりました。全体では856人というふうになっておりますけど、これは3歳、4歳、5歳です。これの3歳と4歳と5歳

のそれぞれの支給人数をちょっと教えていただきたいと思います。

16番目、摂津音楽祭についてです。決算概要書151ページです。

音楽祭開催事業において、音楽祭運営委託料が701万4,000円であるのに対しまして、決算では565万5,525円というふうになっているわけですが、これはどのような内容、理由によるものだったのか、ちょっと教えてください。

17番目、文化振興計画策定事業についてです。

決算概要書の151ページになりますが、文化振興計画策定事業については、摂津市の文化振興条例にのっとりまして、平成18年、19年の2か年で文化振興計画策定懇話会が開催されまして、平成20年3月に摂津市文化振興計画が完成いたしました。この計画の本市の文化事業における位置づけというのはいかに考えておられるのか、また完成に至るまでの生涯学習部の内部での自己評価はどのようにとらえられているのか、ご答弁をお願いします。

それから18番目、子どもの見まもり隊事業でございますが、決算概要154ページでございます。こどもの安全見まもり隊事業について、42万3,485円の支出がなされています。この内訳、大まかなものを、支出されたものについて、ちょっとご答弁をお願いいたします。

それから19番です。総合的教育活性化事業について、決算概要154ページでございます。

総合的教育力活性化事業について、中学校区ごとの地域教育協議会、いわゆるすこやかネットを立ち上げていくという大阪府の補助事業でございましたけれども、実施をして5年で補助がなくなると

いうことになっています。各学校において実施年度がずれていっていますので、順番に補助がなくなっていくということになってまいりますけれども、その後は市の方から各学校へは10万円ずつの補助というふうになっていたと思いますが、平成19年度では70万円の決算額になっていますが、各学校への補助額の内訳と、それから府の助成が切れた年度、その各学校の年度を教えてくださいと思います。

20番です。放課後子ども教室推進事業です。

これも先ほどちょっと議論がありましたが、事務事業報告書の延べ参加人数についてですけど、例えば千里丘小学校では、前年18年度に比べると600人減っています。鳥飼小学校では約600人増えているものの、鳥飼東小学校では約1,200人減少しているのです。先ほどちょっと公民館で会議をやられているようなこと、回数の問題なんかも出ていたけれども、もう一度すみません、ご答弁をお願いしたいと思います。なぜ減っているのか、評価をお願いします。

それから21番目、公民館管理事業ですが、決算概要155ページ、公民館管理事業について、安威川公民館の大ホールの利用状況について、506件ということになっていますけれども、これをよく利用率で表現されますが、利用率にするのとどれぐらいになるのでしょうか。それから、利用の申し込みの規約についてどのようなになっているのか、ご答弁をお願いします。

22番、市民図書館についてです。

市民図書館の運営について、平成19年度登録者数、延べ1,536人ということでございますけれども、この全体の延べ人数ですね、図書館で登録されている

方の、これがわかれば、19年度で結構ですが、全体延べ人数がわかれば教えていただきたいと思います。それから、開館日、休館日の体制ですね、曜日ごとの体制等について、あわせてご答弁をお願いいたします。

それから23番です。子ども読書活動推進計画についてでございますが、子ども読書活動推進計画というのが策定をされておりまして、これが5年間の計画として今進められていることになっておりますけれども、19年度のときにちょっと質問しましたが、この進捗状況については、個々年度の目標は決めていないということでございますけれども、しかし、年次の推進状況の検証という場面があるので、しっかり協議をしてまいりたいと、こういう答弁をいただいているわけですが、19年度の進捗状況についてそういう場面があったのか、そしてそれに基づいて何らかの総括が行われたのであれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

24番目の教職員数についてです。これは事務事業報告書に載っておりますけれども、308ページです。

教職員数について、団塊世代のいよいよ退職に伴います新規採用のラッシュと申しますか、どんどん新しい人が入ってくる、そういう時代になっておりますけれども、平成18年度と同じく事務事業報告書で見ますと、教諭数は194人です。これが19年には教諭数は213人に増え、これは正規の職員さん。ということは、少なくともこの差は新任の方だと思いますし、プラス、退職した方の入れ替わりで新しく来ていると思うんです。プラスアルファですね。新任の方が入ってらっしゃると思います。それに比べて、講師が29人から17人に減っている。だから、講師の分を新しく本職に回って

きたということになると思うんですけど、19年度と20年度の新任採用の人数について、19年度だけでもいいですが、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから最後に、就学援助事業でございますが、これは先ほど議論がありましたけれども、ちょっと答弁もいろいろありましたので、それを踏まえてですけども、これは毎年受け付けが平日の9時から5時15分ですか、5時ですか、いつも6階かどこかでやられるんですけど、なかなか仕事をされている方も多くて、受け付けしに来るのに半日休んでとか、早退をしてとか、そういう受け付けをするために抜けてこないといけないということで、いつも毎年その時期になるともう少し延長してくれないのかという声が上がってくるんですけど、この考え方、例えば選挙の前日など8時までやったりしてはありますが、もう少し6時、7時ぐらいまで延長するという考え方は持たれてないのか、ちょっとご答弁をお願いします。

○柴田繁勝委員長 馬場次長、答弁。

○馬場教育総務部次長 11番でございます。教育委員会の予算の執行の中での物品の購入状況についての取り決めについてのお問いだと思います。

まず、大きく分けまして3点ございます。一つは、年契と申しまして、年度当初に財政課の方と協議しまして、年間購入する、計画数量を出しまして、一括して見積もりをとりまして単価契約として業者に、1年間通じて入れていただく方法、これを年契と申します。

二つ目は、随時の購入の必要の場合にあわせまして、見積もり合わせという形でしております。これにつきましては、年契に入っていない物品で随時必要になる分につきましては学校等で見積もりをと

りまして、それをその都度発注するものでございます。

3番目としまして、これは支出の特例といたしまして、資金前途という方法がございまして、これは緊急かつ少額の購入の必要が生じた場合に、学校長の判断で学校で購入すると、そういう形でございます。

この三つの購入方法を活用しまして、学校での教育活動が滞らないようにいたしております。なお、この購入の仕方につきましては、地方自治法、それと摂津市の財務規則、それと財政がつくっております事務の取り扱いに基づきまして、市の方針に基づいて行っておるものでございます。

二つ目、12番でございます。学校での車の駐車に関して必要な面積のお問い合わせでございますが、学校での車の駐車につきましては、必要な面積の取り決めではなく、教育活動に支障がないと判断される場所に車の駐車を許可していると、そういう考え方に基づいておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 学校教育にかかわってのご質問にご答弁申し上げます。まず、4番の教育指導研修でございます。

研修についての教育委員会事務局としての方向性のお問い合わせございました。研修にかかわっては、できる限り職員のニーズにこたえていきたいと思っております。特にニーズが多いものとしたしましては、生徒指導にかかわるもの、また授業研究にかかわるもの、学習指導要領の改訂等を含めまして、現在のなと申しますか、新たな教育課題にかかわってのもの、また特に若い教員からは、すぐに役立つ教員としてのスキル、それを磨くようなもの、このような要望が寄せられておりま

す。できる限りすべての要望には応えたいと思っているんですけども、私どもの方としましては、特に生徒指導、それから緊急な教育課題に対応できる研修を優先して研修計画を立てております。

したがいまして、先ほどおっしゃっていただきました小学校英語活動の導入が新学習指導要領から行われますので、英語に関しての研修、また不登校問題等は生徒数にかかわる問題ということで、このような研修を19年度を中心に行ってまいりました。

それから、部活動の指導者派遣についてでございます。体育振興事業、5番ですか、これにかかわりましては、この派遣されるプロセスのお問い合わせございました。これは各学校の校長の方から、この部活動に指導者を派遣していただきたいと、人物について校長の方から推薦を挙げていただきます。専門的な技能あるいは知識を有する方について、そのプロフィールであるとか、これまでの活動歴等を添えて、校長の方から推薦を挙げていただきます。その後、学校教育課の方で派遣決定を行います。

各学校からさまざまな派遣の要望が寄せられますが、予算の方にも限りがございます。できる限り各校に指導者派遣が行えるように努力をしておるところでございます。

なお、資格についてでございますが、特に指導者の特別な資格を求めてはおりませんが、部活動の指導についてこれまで経験のある方あるいは非常に意欲を持っておられる方、強いて挙げれば、そのようなことが資格要件でございます。

なお、中学校の部活動につきましては、基本的に全教員、何らかの顧問、部活を担当する、そのような状況になっております。

続きまして、平成19年度の部活動の入部率、これの下降しておる状況についての質問にご答弁申し上げます。

以前に学力調査の件でいろいろお答えしているときに、5ポイント差というのは、そんなに大きな影響のある差ではないんだと、学力調査ではそのようなことをお答え申し上げたことがございます。この状況を見ましたら、おおむね90%程度で入部率は、これまで推移しておりますが、90%に対して87.6%という数字は、有意差ではないのではないかととらえております。

20年度の文化部の入部率を見ていきますと18.5%、19年度は在籍生徒数に対しまして17.0%、と1.5ポイントふえております。しかし、19年度と20年度の入部率を比較しますと87.6%に対して87.5%、ほぼ入部率が19年度、20年度同じ中で、この文化部の数が変化しております。したがって、その年度でさまざまな流行もございまして、また、子どもの興味・関心も若干変わってまいります。そのような中でこのような違い、差が生じるのではないかと推測するところでございます。

それから、部活動の位置づけです、これにつきましては、いわゆる教育課程におきましては、部活動は教育課程外の活動と現在の指導要領ではなっております。ただし、新学習指導要領にも部活動のことは総則のところ復活しております。この意義を認めながら、子どもたちの教育活動の中で重要な地位を占めておることは事実でございます。したがって、何らかの子どもたちの学校生活の生きがい、目標になっておる状況もあると思っておりますので、可能な限り子どもたちの部活動に対しての意欲等もかなえてやりたいと、そのように考えております。

続きまして、学力定着度調査でございます。

平成19年度全国学力・学習状況調査の実施に伴いまして学年を変更いたしました。国とあわせて市の調査を行う必要があるのかどうか、さまざまな声があったことは事実です。その中で、小学校6年生、中学校3年生から中学校2年生を対象学年を本市の学力定着度調査は変更いたしました。考えてみますと、小学校4年生におきまして、特に算数あるいは国語で新たな単元等も出てき、非常につまずきの発生しやすい学年に4年生がなっておる事実がございまして。

また、本市の不登校の状況を見ておりますし、以前にもご答弁申し上げましたが、小学校から中学校の段差よりも忠一から中二の段差、この中学校1年から中学校2年に向けて不登校が増えておる状況がございまして。そのような中で、中学校1年生での学力の定着の問題、これが非常に学校生活の問題ともかかわっておるのではないかと考えております。そのような状況から、小学校5年生、中学校2年生を対象学年を変更したことは、このデータを集めていくことは非常に有意義ではないかと考えております。この調査に関しまして大きな傾向は、以前の小学校6年生、中学校3年生の状況とは変わりませんが、一つ、学習意欲等にかわりまして、年を追うごとに低下しておる、このような状況がございまして。

また、非常にその年度年度によって子どもたちの状況も、先ほどの部活動の問題でもございましたが、動きがあるなど、そのようなことも考えております。

ただし、この2学年を見ていくことで、今までの蓄えのあった3年間の学力あるいは生活状況のデータ、また平成20年度で5年生と中学校2年生、2年間のデー

夕が蓄積されましたが、小学校あるいは中学校全体でどのような傾向があるか見ていくに際して非常に有効なデータが蓄積されたなと感じております。この結果にかかわりましては、全国学力学習調査の結果とも合わせまして課題分析し、結果説明会あるいはフォーラム、さまざまな機会に訴えていきたいと思っております。本市の身近なところの調査でございますので、このデータについては非常に有効であると考えております。

なお、学力向上プランでございますが、19年度末に全校で作成が完了しました。そして、20年度4月、ホームページにもアップし、公表しておるところでございます。現在、20年度の全国学力・学習状況調査、20年度の本市の学力定着度調査の結果を踏まえ、加筆修正を行い、順次、ホームページにも書きかえたものを公表しておるところでございます。

続きまして、自学自習力育成サポート事業についてでございます。8番です。

この事業は大阪府の事業でございました。味生小学校をモデル校に、17年度、18年度、19年度の3か年取り組みを行ってまいりました。この3か年の取り組みの中で主な取り組みは、放課後の自習室でございます。学習アドバイザーをつけながら、子どもたちの学習に対する意欲、また習慣の定着、これを目指したものでございました。

今申し上げた学習意欲あるいは学習習慣の定着、これについては一定の成果を得られた状況でございます。特にこの取り組みの中でよかった点につきましては、アドバイザー任せにするのではなく、学校の教員、これは校長、教頭も含めてでございますが、アドバイザーと一体となった取り組みが行われたこと、これがこの3年の取り組みを振り返って、よかった

点でございます。

そのような中で、学校は宿題についての家庭での取り組み、これをプリント等で訴えながら、また子どもたちも放課後、宿題をし、また残りは家です、そのような習慣が根づいてきております。この成果を踏まえて、しゅくだい広場と味生小学校では名づけておりますが、取り組みを引き続き学習サポーターの派遣によって行っております。

また、大阪府のまなび舎事業等の支援も受けながら、実は中学校5校で既に放課後の自習室が開設されております。つまり子どもたちの学習意欲を向上させるためには、今日学んだことがしっかり残ることが必要だと思いますが、これについては、その日のうちに宿題あるいは復習をすることが重要だと考えております。そういった点からは非常に、この味生小学校の取り組みの成果、自学自習力育成サポート事業の成果がほかへも広がっておるなと思っております。

この後、学校教育課といたしましては、全小学校、全中学校で今年度から来年度へかけて、この放課後自習室が開設されるよう努力を続けてまいる所存でございます。

続きまして、夏休み学校へ行こうプラン推進事業でございます。これは9番です。

単価についてお問い合わせがございました。これは1回につき1,500円の報償費をお支払いしております。1回当たりおおむね2時間、ただし夏休みの水泳にかかわりましては、どの小学校も午前中おおむね4時間開設しておりますので、4時間、ボランティアをお願いするときには、1日当たり2回分で計算しておるときもでございます。

この呼びかけでございますが、市の広

報紙等を利用させていただき、公募しております。ただ、学生ボランティアが日程上、非常に集めにくい状況がございます。学生は7月末まで試験等もありますし、夏の学生の研修等もあります。そのような中で公募だけで集められない場合には、学校にも協力をお願いしております。

それぞれの方ですが、先ほど申しあげましたように、学生のボランティアあるいは地域のボランティア、そのような方をお願いしております。

次に、不登校対策緊急事業でございます。

この事業につきましては、府の事業で、昨年度に終了いたしました。第一中学校、第五中学校に不登校の支援協力員を配置しまして、不登校対策に取り組んできたところでございます。

不登校の数そのものにつきましては、昨年度不登校半減計画の最終年度でございました。残念ながら、全体的な数字はその目標を達成することはできませんでした。先ほどの答弁でもございましたが、数字に一喜一憂するのではなく、一人ひとりの不登校の児童生徒がどのような状況で、どのような思いで現在過ごしているのか、それを正確にとらえ、個別の対応が必要だと考えております。

この不登校の状況、数の方は先ほども申しあげましたが、19年度で小学校23名、中学校91名の合計114名でございました。

この不登校支援協力員等の活動、熱心に学校と家庭とを結ぶパイプ役としてご活躍いただきましたし、さまざまな学校でのサポートチームにも加わっていただきながら、さまざまな視点で不登校問題に取り組んできたわけでございますが、この成果を踏まえ、今年度は家庭教育相

談員を拡充し、同様の取り組みをさらに行っているところでございます。

それから24番、新規採用教員の数でございます。

現在、新規採用教員は退職教員数の増加にも伴って増えておるところでございます。平成19年度は、教諭で小学校は30名、中学校で8名の新規採用者がございました。20年度は、小学校で教諭14名、中学校で9名の配置でございます。過去5年間で見ましても、小学校で83名、中学校で30名の、これは16年度から20年度でございますが、新規採用の教諭が学校に入っております。そのような中、若い教員をどのように育成するか、重要課題の一つであると考えております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります3点について、ご答弁させていただきます。

まず質問番号16番、摂津音楽祭の委託料の残額の件でございますけれども、平成19年度、摂津音楽祭につきましては、財団法人摂津市施設管理公社と運営委託契約をする中で事業を開催いたしました。

委託契約の内容といたしましては、審査員の報償費、消耗品費、印刷製本費、またピアノの借上料等を音楽祭を開催する必要経費として、19年度、701万4,000円の金額で契約をいたしました。

決算額が当初予算額より少額で済みました理由といたしましては、当初予定より予選、本選時の会場受付業務委託時間を精査したことやポスター、チラシ、プログラムなど、印刷経費の見積もり合わせによる削減、また予選のピアノ借り上げをしておるわけですが、そのと

きのトラックの運搬経費の削減、また音楽祭の本選終了後、表彰式までの間、行っていただいております特別演奏会の出演者の方が摂津市内の活動団体の方であったということで、無償でお願いできた、こういったことで決算額565万5,525円の執行となっており、135万8,475円が残額として残っておるわけでございます。

次に、質問番号17番、文化振興計画についてでございます。

ご承知のように、摂津市は18年4月の文化振興条例の制定を受けまして、平成18年7月に文化振興計画策定懇話会を立ち上げたわけでございます。平成19年度の内容といたしましては、平成18年度に行いました各団体とのヒアリングや企業へのメセナ活動のアンケート調査、そういったことを参考に、具体的な文化振興計画の策定に向けた懇話会を取り組んでいただきました。

懇話会は、例えば文化振興の理念であったり基本目標、基本施策、また具体的な取り組みについて開催していただきました。その中でももう少し具体的に話をしようということで、選出委員さんの中から文化活動部会、市民活動部会といった部会制もとりながら、さまざまな意見交換をしていただいたところでございます。

その結果、平成20年1月に文化振興計画に対する意見書を提出していただきまして、2月に市の方でそれをもとにつくりました計画素案をパブリックコメントにかけまして、3月に摂津市文化振興計画を策定したところでございます。

当然、この文化振興条例、計画につきましては、設置目的というんですか、制定目的ではなく、市民の方であったり、市行政、企業、市民それぞれが役割分担する中で取り組んでいくことが必要と考

えております。特に文化振興を図る主役の方は市民であると考えております。そのため、7月5日は文化振興を変える市民の集いということで、安威川公民館のホールの方で文化振興を考える市民の集いを開催いたしましたところでございます。パネリストの方については、文化連盟であったり各種文化関係団体の方に参加していただきながら議論をしていただいたところでございます。

今後、文化振興計画を摂津の文化振興を図る上での核というんですか、中心として位置づけて取り組んでいきたいと考えております。

この文化振興計画を市民、行政それぞれの立場から審議・検討していくために、平成20年度文化振興市民会議であったり市内の文化振興関係課で構成いたします文化振興推進委員会、こういったものを立ち上げまして取り組んでいきたいと考えております。生涯学習スポーツ課におきましても、その事務局を担う役割を果たしていきたいと考えております。

次に、子ども読書活動推進計画についてでございます。質問番号23番でございます。

子ども読書活動推進計画、平成19年度の調査及び関係課の連絡会議でございますけれども、平成19年度の総括を行うために、関係各課による会議を平成20年5月に開催いたしました。施策の中で実施中、一部実施中、そういった評価の取り組みは全体の92%となっております。平成19年度は従来ちょっとできておりませんでした読み聞かせボランティア養成のための講座を公民館で開催するなどの進展がございました。また、各担当課では、計画に基づいて着実に取り組みを進めていこうということで申し合わせております。

一方、取り組みに遅延、課題ありといった項目もあったわけですが、この部分については課題はあるものの、必要性は認識しておりますので、その点についても取り組み強化していこうということで申し合わせております。

それと、読書活動の個々の目標というんですか、数値目標的なものなんですけれども、全体的な目標は立てておりませんが、三つの大きな目標といたしまして、例えば読書に親しむ機会の提供と環境の整備、または家庭、地域、学校との連携の強化、また保護者をはじめ、広く市民に読書活動と理解と関心を深めていただく、こういった大きな目標を立てております。それとあわせて、全体的な数値目標ではないんですけれども、個々の施策の目標ですね、子ども読書活動推進計画の施策推進調査というのを各課に回しまして、この中で各課が具体的な取り組みについての評価、実施中であったり、一部実施、こういったものを評価を行うとともに、その取り組みの実績値を上げる。また、次年度については、評価について次年度の展開をどうしていくか、また次年度の目標数値を幾らにするのか、こういったことも施策調査票の中で取り入れてやっているところでございます。今後も読書活動にかかわる関係課が協議しながら、読書活動の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 以登田所長。

○以登田教育総務部参事 教育相談についてでございます。番号2番でございます。

18年度と19年度比べまして、実態をより把握しやすいために、集計項目の見直しを図ったところでございます。ご指摘のとおり、発達に関する相談やそれに起因する不登校の相談が増加傾向にあ

るといふふうに感じております。

次に、3番でございます。適応指導教室にかかわりまして、人数がかなり違うんですけども、19年度は入室が年度途中の場合があり、それから入室を決めても毎日通室に至らず、徐々に通室回数をふやすケースというのが多くございました。

18年度でございますが、数が多かったんでございますが、4月より通室する。つまり前年度より継続して、4月から通室する生徒が多くございましたので、数としてはたくさんの通室日数が増えているという形でございます。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 それでは、青少年課にかかります3点のご質問について、お答えいたしたいと思っております。質問18番でございます。

子どもの見まもり隊事業にかかります決算額42万3,485円に対する主な内容ということでございますけれども、これにつきましては、こうした見守りのワッペンの方ですね、こちらの方、今回2,400枚つくらせていただきました。これにつきましては、各单位PTAの方から、その申請枚数で案分して各PTAの方へ配らせていただいております。

続いて、19番でございますけれども、すこやかネットの70万円の執行の内訳ということでございますけれども、19年度におきましては、第一中学校とそれから第五中学校、その2校区に対して20万円ずつ、それから残りの二中、三中、四中につきましては各10万円ということで、合計70万円の執行をいたしております。

それから、これの補助の最終の切れた年度ということでございますけれども、第二中学校の方が18年度、第三中学校

が17年度、第四中学校が18年度となっております。

最後に、質問項目20番目でございます。

わくわく広場に関します参加者の増減ということでございますけれども、これにつきましても、18年度と19年度で人数のかなりの乖離がありますけれども、これにつきましては、例えば19年度、味舌東小学校が722人、その前年は844人ということですのでけれども、これはどちらも土曜日の午前中の開催ということで、18年度よりも19年度の方が、わずかですけれども、減っております。

また、鳥飼小学校ですけれども、鳥飼小学校も、18年度は1,131人の参加者に対して19年度は1,728人ということで、18年度の開催は土曜日の午前中ということで、土曜日の午前中ですので、子どもたちにとっては、放課後が終わってから参加ということでなしに、改めての参加といったことで、19年度が放課後の参加ということで増えたかと思えます。

それから逆に、鳥飼東小学校ですけれども、18年度が1,914人に対して19年度が744人ということで、今度はこれは逆のパターンで、18年度は水曜日の放課後に開催しておりましたけれども、19年度は土曜日のお昼からの開催になっております。そういったことで児童の参加が少なかったと思われま。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 22番目のご質問についてのご答弁をさせていただきます。

まず、登録者人数でございますが、19年度で市民図書館では1,536人で、延べ1万3,039人、鳥飼図書センターでは696人で、延べ5,821人となり、合計では1万8,860人の登録者

数となっております。

次に、開館日についてであります。火曜日から日曜日まで開館いたしております。オープンはいずれも午前10時からで、閉館は午後6時でございますが、水曜日と金曜日につきましては午後8時まで開館業務を行っております。

○柴田繁勝委員長 北野課長。

○北野学務課長 私の方から学務課にかかります4点の質問のうち3点について、お答え申し上げます。

まず、1点目なんです。通学区域審議会の件でございます。1番目の通学区域審議会でございます。

平成19年度におきまして、南千里丘における民間事業者の開発計画というのは、これは明らかにされておられません。現在、私どもがつかんでおりますのは、平成23年5月に590戸規模のマンションが竣工し、入居が始まるということを情報として得ております。

この590戸でございますが、不動産の販売価格等によって学齢世帯の入居率というのが大きく変動いたします。このような変動要素が非常に大きいございますので、今後、我々といたしましては、民間事業者の具体的な開発内容を情報収集、分析し、今後、具体的な対応方法については検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、14番でございます。4歳児、5歳児の園児の出願状況、定員にあわせてということでございます。

ちょっと数字を申し上げますので、平成20年度入園者、これは平成19年10月5日、幼稚園申し込み現在という時点での数字と認識いただきたいと思います。

まず、定員でございますが、せつつ4歳児90名、5歳児105名、べふ4歳

児30名、5歳児70名、とりかい4歳児60名、5歳児70名、合計4歳児180名、5歳児245名の定員でございます。これに対しまして、平成20年度の応募者でございますが、せつつ4歳児で95人、べふ28人、とりかい43人、4歳児で合計166人の応募者ございました。せつつに5人の待機が出ました。5歳児でございますが、5歳児の応募者は、べふが1名、とりかいが2名で3名でございます。進級者を合わせまして、せつつ80人、べふ32人、とりかい51人の163人でございます。

参考まで、本年度10月8日、平成21年入園者応募者状況でございますが、定員は同じでございますが、4歳児、せつつ74人、べふ28人、とりかい39人、4歳児応募者合計141人、待機者はゼロでございます。5歳児、せつつ応募者2名、とりかい1名、計3名でございます。進級者を含めまして、せつつ85名、べふ29名、とりかい52名、計166名でございます。

続きまして、15番、私立幼稚園保護者補助金の内訳でございます。

人数856名の内訳と決算額の内訳を申し上げます。

3歳児219名、620万8,100円でございます。4歳児306名、904万6,900円でございます。5歳児331名、960万7,000円でございます。合計856名、2,486万2,000円でございます。

続きまして、25番、就学援助の受付期間についてでございます。

就学援助の受け付けでございますが、これは4月の新学期が始まって10日間という、このことをずっと続けておりまして、保護者の方にかなり定着しております。受付時間は9時～5時ということ

で、昼休みの時間帯も受け付けすることをやっております。働いておられる保護者に対しての対応なんですが、基本的には祖父母による代理申請も認めておりまして、現在のところ、この受付期間と時間で非常に混乱もなくスムーズに受け付けられているところでございます。したがって、現在のところ受付時間の延長は考えておりません。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 それでは、私の方から質問番号13番、学校給食にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、鳥飼西小学校給食調理室の改修工事にかかります工事経費の予算決算の乖離についてでございますが、入札差金になるわけなんですけれども、入札担当が総務部ということで、今現在ここに詳しい資料がないんですけれども、学務課としては、設計に基づく工事経費を予算として計上させていただき、その入札時に、最終的に抽せんという形になったようで、数社で抽せんの結果、下限の価格によっての落札ということになったというふうに確認をしております。

続きまして、調理業務にかかります民間委託の部分での一定の評価ということなんですけれども、まず業者選定における経過といたしましては、学校給食会の方に調理業務等特別委員会というのを設けまして、学校長、給食担当教諭、PTAの代表者、栄養士、調理員等が参画する中で、委託業務に係る仕様書及び業者の選定基準というものについてご意見等をいただき、その仕様及び基準について設定をしまいった経過がございます。

この仕様と選定基準については、業者側からすると少し厳しい仕様及び基準になったものというふうに考えておりまして、この仕様と基準をもとにした業者選

定を実施したわけなんですけれども、このときにおいても、価格のみの設定ではなく、プロポーザル及びヒアリングという手法をもちまして、請負金額、学校給食の実績であるとか、職員配置の状況であるとか、衛生管理及び業務運営方針、また学校給食というところでの児童との触れ合いの考え方等も聞き取る中で業者選定をさせていただきました。その結果、抽象的な表現なんですけれども、比較的しっかりした業者の選定ができたものというふうに考えております。

その後の業者選定後の実際の調理業務に係る部分についての検証なんですけれども、先ほど安藤委員のご質問にも少し答弁させていただいたんですけれども、この9月に調理業務等の委託検証会議を設けさせていただきまして、このときに衛生管理の状況であるとか、調理作業の実施状況であるとか、配缶時間、下膳の作業状況、そして子どもたちへの声かけの状況といったことを実際に当該校に赴いて確認しながら意見交換をいただき、総括としては、配置人数の部分があるにせよ、かなりしっかりとした手厚いサービスができていくという印象だということの意見をいただいております。今後についても、引き続き委託校については、その内容について注視しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 上参事。

○上生涯学習スポーツ課参事 質問番号21番目の安威川公民館大ホールの利用率はというお問い合わせでございますが、506件の利用がございまして、利用率は48.6%でございます。

参考までに、18年度は444件で42.7%でございます。

次に、申し込み規約についてござい

ますが、公民館条例第5条の使用制限に該当しなければ、施行規則第6条第2項において使用日の3か月前から受け付けるとなっております。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁いただきました。それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、小中学校区の区域審議会に関係をしてでございますけれども、先ほど19年度では、計画については実施に向けて大きく動いておりましたけれども、足りなかったということございまして、今後これは大きな問題になってくると思いますし、いよいよ建物の方も計画が上がってきたようでございまして、近隣の説明も始まったようでございます。20階建ての500戸を超えているようなことございまして、そういう現実的な動きも出てきておりますので、そういうこともしっかりと情報収集をしていただきながら、早い時期にこれがわかった段階で適正配置についての通学区域をきちんと決めていただいて、統廃合のときにやっぱり議論になりました適正配置が整合性がとれないようなことにならないように、これはよく気をつけていただきたいと思います。ことをお願いをしておきたいと思っております。そして、議会ともよく連携をとりながら進めていただきますように、この件は要望とさせていただきます。

それから、2番目の教育相談事業についてですが、先ほど増加傾向ということでの答弁がありましたけれども、そういうこともそうなんですけれども、それではなくて、実はどういうこの時期、子ど

もたちや保護者たちは環境の中におったのでしょうかということをお聞きしたんですけど、恐らく非常に不安な、そういう事件がちょうど多発していた時期でしたから、それが数字に多分あらわれているんだろうというふうには思っているんですけど、非常に不安が充満していた、そんな時代であったんじゃないかなと思うんです。

それで、そういういじめの問題、これも随分と議論いたしましたけれども、19年2月の教育改革フォーラムでも取り上げられて、摂津市とてもしっかり対策をしていくというふうなことが発表されておりました。それで、その中でいじめ問題克服のための実践プラン案というのがこの改革フォーラムの中で紹介をされておりましたけれども、その中で4点にわたって具体的に、こういう対策をしますというのが発表になっていました。

一つは、摂津市の小中連携推進協議会を設置をしますということです。それから、2番目には、摂津市いじめ問題対応マニュアルを作成をして、そして、これはしっかりと指導していくというふうなことでございました。3番目には、児童生徒によるいじめないスクール運動というのを推進していくというのでございました。それから、4番目には、中学校校区の地域教育協議会との連携強化を挙げて、強化をしていくというのでございます。「この4点を実践していきましょう」というふうなことで発表になっていました。

これは当初予算のときにも理事者の方の答弁でもこのことについてはおっしゃっていましたが、平成19年度におきまして、今の具体的な行動について、いじめの対策についての実践がどのように進められていったのかということをお

ちょっとその成果についてお答えをお願いしたいと思います。

それから、4番目の教育指導研修事業についてでございますけれども、特に英語についての必要度が高いということで、小学校が今度は英語の授業が導入されるというようなこともありまして、このプログラムを講座の中に取り入れたということでございます。

この小学校英語の関係におきましては、指導の中でも講座の中に取り入れられたりとか、またそのほかにも小学校英語活動研究開発嘱託校というのが新規で実施をされておりますけれども、摂津市の小学校の英語のあり方について実践教育をしていくということになっていきますね。こういう一連のことをとらえて、また教育フォーラムの中でもちょっと触れてあったと思いますが、摂津市の英語教育のあり方について、摂津市はどのような英語教育をしていくのが望ましいという、結論に至ったのかなということをお述べていただきたいと思っております。

そして、英語の研修講座との連携のねらい、また実績ですね、どうだったのでしょうか。

一方、不登校問題。不登校についても講座がたくさん組まれたわけですが、これはちょっと後であわせて質問したいと思います。

それから、5番目の学校体育振興事業でございますが、6番の学校部活動助成事業とあわせて質問したいと思います。これは先ほどちょっとクラブの入部率の話、私は、クラブ入部率は、入りたいクラブがなかなかないという声もちょっと聞いている中で、例えばある学校では野球部がないとか、そういうもう少しニーズに合ったクラブをつくれば、もう少し入部率が上がるのではないかと私は思う

んです。

例えば、野球をやりたいと。どうしてもやりたいという子なんかは、学校と違う野球クラブに入って、学校のクラブには入らず、それでも野球を一生懸命やっている、続けている、そんな子もおりますし、先ほどの議論もいろいろありましたけども、なかなか入りたいクラブがないというのも実情であるというふうになんとなく問題としてはあると思うんです。そういう意味では、少子化に伴って学校の先生が減少になっているということで、クラブ数についても減少せざるを得ないという近年の問題があるんだろうと思うんですが、先ほど顧問の先生は、ほとんどは何かの形でクラブについておられるという答弁もありましたけれども、いろいろクラブ活動の状態が安定できてないということも問題の一つとしてあります。

例えば、あるクラブの顧問の先生、すごく熱心にやってはったけども、その方が転勤されることによって、クラブの存続そのものも危ぶまれるような問題、今までもちょっとありましたけども、そういう先生の転勤の問題でクラブ活動が大きく揺さぶれるというか、そういうふうなこともありますし、先ほどあったように、顧問の先生が見つからないために、なかなか新たなニーズの高いクラブであったとしても、それは立ち上げることができない、こんなこともあると思います。

今、新任の先生が増えているというふうなこともありましたけれども、新任の先生なんかは、なかなか授業のクラス運営とか授業のことも大変ですし、ある意味では、経験豊かな先生に比べると、それだけクラブにつき込む余裕もなかなかないような状態の先生なんかはいらっしゃると思うんです。またこれがどんどん加速してくると思うんです。だから、決し

てクラブ活動の存続については、いい状態がこれから続くということは望めないというような状態になると思うんですけども、だけでも何とかクラブを安定的に運営するとともに、ニーズの高いクラブもやっぱりつくってあげたいと、こういうような考え方もあると思うんです。

それから、クラブの教育上の位置づけというのは、文部科学省の考え方をもとにおっしゃっていただきましたけども、やっぱり摂津市の教育委員会としても、クラブ活動というのは教育上、非常に大事だという位置づけを持っていらっしゃると思うんです。教育の一環としてやっているんだから、ということで推奨されていることだと思うんです。そういう意味では、このクラブの安定的な環境を保っていくということについては、これから大きな課題だと思うんですけども、そうしたことも以前には、例えば広域的にクラブを、どこかとどこかの学校と合わせてクラブ活動をしていくと、そのようなことも答弁でちょっとおっしゃったこともあったと思うんですけど、今後、クラブのあり方について、教育委員会としてどのように考えていかれるのか。安定したクラブをつくっていくことですね。

それから、何回も言いましたけど、ニーズの高いクラブをしっかりとつくっていくようなこと、それから、なかなか新任の先生なんかはクラブにそれだけ余裕がない、そういう人が増えてくるけども、クラブ活動の担任としても頑張ってもらいたい、こういうメッセージをどう伝えていく、また研修の中に取り入れていくとか、こういうことを踏まえてどういうふうに教育委員会としては考えておられるのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、7番目ですが、学力定着度

調査に関係をしてですが、先ほどのご答弁では、5年生と中学2年生になったけども、しっかりと定着度については調査ができておりますよというようなこと、それから不登校等の問題なんかもこれいろいろな調査が読み取れるいるというようなことも答弁いただきましたけども、また学力の向上プランについては19年度中に全部できて、ホームページにも載せてあるということでございました。

ちょっと見ました。私も全部出させていただいて見ましたけども、いろいろ学校ごとにつくっていらっしゃるから、いろいろなプランがありますね。例えば、1枚だけに集約されているプランもあれば、年間のスケジュールまで入れた3枚立てぐらいのプランもあります。これは学校でつくられたやつだから、それぞれだと思んですけども、このプランに基づいて、これから各学校で実践をしていくということになるんでしょうけども、教育委員会としては、この学校から上がってきたプランについて、それぞれどのように評価をされているのか。また、このプランの作成、でき上がったものについてどのように関わってこられたのか、今まで。いろいろ指導しながらつくってこられたのか、それとも出てきたものに対して、今後関わっていかれることになるのか、教育委員会と学校がつくられたプランとの関係について、ちょっとどういうふうにされるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、平成19年度と20年度と、国の学力調査が同じように行われました。学力的学習状況調査がございましたけども、その結果、先ほどちょっとご答弁がありましたけど、その結果とほぼ似たようなことが読み取れるんだということでございましたけれども、こちらの方が長い期

間やっているわけですから、19年度も4年積み重ねてやってきているというようなことで、改めて国の学力調査をやった発見できたことや確認できたことがあれば、あわせてちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、8番目の自学自習力育成サポート事業についてでございますが、この自学自習力というのは、自分の力で学習をしっかりとやっていけるという力というのは、学力向上の上では極めて重要な力だというふうに私は認識をしておりますし、またもっと大きく言いますと、生きる力にも大きくかかわってくるものだと思うんですけども、先ほどのご答弁では、近い将来では全学校で自習室をしっかりと設ける方向で考えているということでございますので、これはしっかり放課後自習室、これをしっかりと設けて転換できるように、これは努力をお願いしたいと思います。

そして、もう少し踏み込んだ話をしますと、今、池田市がちょっと前に注目を浴びておりましたけれども、池田中学校で大阪府の教育委員会の特別顧問である藤原和博さんの発案された地域人材を活用した事業を参考にして、今、教育事業を開始をされたというふうなことが新聞には載っておりますけれども、これは参加者も自由に教室を開催をしてということ載っておりますけれども、本市もこういう、もう一段踏み込んで、特色のある試みがもう少し地域の方も巻き込んだ形の、そんな大胆なことを考えていくのはどうなのか、一遍その辺のお考えについても答弁をお願いしたいと思います。

それから、夏休み学校へ行こうプランでございますが、学生と地域のボランティアさんの大体何人と何人というのを言っ

ていただいたらありがたかったですけれども、大変、募集については苦勞をされていることだと思います。これは平成18年度から始まっています、19年で2年目という、今年もやられると思いますけれども、ずっとこれはこれから発展をさせていかれるんだろうと思うんですが、だんだん予算も上げてこられているのかなと思っていますけれども、ハード的には19年はまだ図書室にクーラーもついてないような状態でしたけれども、今度20年度で、今、図書室と音楽室のクーラーの設置工事が入って、来年はいよいよクーラーが使えるというような状態で、環境的には随分とよくなってまいりますし、そういう意味で、夏休み学校へ行こうプランの将来像ですね、教育委員会として、どのようにどこまで充実させていかれる考えを持っておられるのか、一度お示しいただきたいと思います。

それから、10番目の不登校対策緊急事業についてでございますけれども、先ほど不登校について、残念ながら目標が達成できなかったというふうなことでございましたけれども、不登校半減に向けた取り組みをずっとやってきておられて、平成13年のときの179人の3分の1に減らすということでございまして、19年が最終年ですね。3か年の最終年ということで、19年当初のときの目標値を聞きますと、小学校は21人が目標でしたが23人でした。中学校は68人が目標ということでございましたが、91人ですかね。合計が89人が目標であったわけですが、114名ということで、ちょっと至らなかったということでございます。

この不登校対策も随分と力を入れて今までやってきていただいております、例えばこれも計画がありますね。スクー

ルプラン2007年という教育改革の大きな中に不登校半減計画を推進をしていくというふうな項目がありまして、19年まで取り組んでこられた不登校半減計画の中身を、結果は先ほど言いましたけれども、数字的な結果ではなくて、取り組みの内容についての結果を一応お示ししたいと思います。

そして、摂津市の中学生の不登校の特徴としては、さっきもありました、1年生に上がるときの段階によるのではなくて、1年から2年に上がる時、2年から3年に上がるときの非常に増加が目立つというようなことでございました。これは19年当初もおっしゃっています、これを何とかしっかり調査をしながら、また個々でしっかり対応していくということでございましたけれども、その個々に対応されてきた中身をもう少し詳しくご答弁できれば、お願いしたいと思います。

それから、11番目の学校の園の所用物品の購入についてでございます。

三つの方法があるというふうにおっしゃっていましたが、多くはどうなのでしょう。この年契という項目、よく使うものなんかは、あらかじめ見積もりがとられたら決められているんですよ。突発的なもの以外については、例えば紙、こんなものは大体使うことはわかっていますから、これだけですよということが決まっています。ちょっと私が感じるところでですけど、学校経費もどんどん削りなさいというような、財政的には厳しいですから、そういうふうになっていると思うんです。大変学校においても苦しい台所事情のようでございまして、「経費がない、経費がない」というのはよく聞きます。ちょっといろんなものを買われて、値段をかいま見ますと、結構いい値段をしているなというのは私の実感でございませ

て、なかなか学校の努力というのは、減らすということはできても、安く買うとか、どこかで安いものを見つけてきて、それを買うというようなことはできないようになってきているのかなと私なんかは思うんですけども、もう少し学校の裁量を増やして、例えば一定額までだったら努力して、自分で安いところを見つけてきて買っていいよと。その結果、浮きますよね、安いところを見つけてきて、その分はまた違うものを買う。経費を削減する努力ができるように、学校も、そんなふうな裁量を与えることはできないのかなと思ったりするんですね。これはちょっと一度そういう考え方についてどうなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから12番目、学校の管理、車の乗り入れですけれども、教育活動の支障のないところに車をとめさせているんだということでございますが、校内の安全面から考えますと、結構お聞きをしますと、摂津市以外の周辺の市では、車をとめさせていないということをよく聞かれますね。だから、車通勤の人は、近くの駐車場を借りてとめているというようなのはよく聞かれます。摂津市はそういうふうになってないと思うんですけど、そういう北摂各市でつかんでいらっしゃるのであれば、例えばお隣りでもいいです。吹田市とか茨木市とか高槻市でもいいですが、車の通勤の教職員の学校内の乗り入れ状況について、ちょっとお教え願いたいと思います。

それでまた、ちょっと考え方を考えますと、今、二酸化炭素の削減というふうな考え方は非常に強くなってきておまして、ノーマイカーデーも徹底をしてやろうという方向、例えばクールビズとかウォームビズとかもそうですね。これは非常に大事な取り組みの一つになってき

ておりますけども、そういう意味でも、極力、自動車を避ける、公共交通機関にかえていく、自転車にする、もしくは自動車は避けてバイクとか二輪にすると、そういうふうに切りかえていかなければならないというふうな時代背景だと思うんですけども、教育者というのは子どもたちの手本となる、そういう存在でもありますので、そういう実践をしていくというふうな意味合いからも、極力、自動車の乗り入れを減らすというふうなことも考えないのかなと思うんですが、教育委員会の見解をちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、小学校の給食調理場改善事業でございますが、先ほど調理業務委託が開始をされて、9月の会議でその検証等についていろいろお話をされたということでございますので、この際、もう8か月たっていますから、その中身を教えていただけるのであれば、特に懸案事項になっていたことがたくさんありましたけれども、子どもたちと委託された業務の職員の人の関係のこととか、それから調理のできばえ、味のこととか、サービスのこととか、いろいろ保護者との話し合いの中でも心配されていたことがあったと思いますが、そういう面についてどういうふうな評価になっているのか、また保護者からの声なんかが届いているのであれば、ちょっとそれもあわせて教えていただきたいと思います。

この際でするので、先ほどの答弁もありましたけど、19年度当初の答弁では、当面は、調理業務委託は2校行いますという答弁があったんですね。一つは鳥飼西小学校です。もう一つはS小学校だったんですけど、これは考え方が一たんリセットされたのか、ちょっと改めてご答弁ください。S小学校の話ね。

それから、14番目の幼稚園の定数についてですが、先ほど定員についてお示しをいただきましたけども、以前、私の認識では、結構たくさん、抽せんのと待機の方がいらっしゃったように記憶をしているんですけども、どうも最近、定員割れが目立って、待機が本当に少ないなというふうに思うんですが、近年の流れ、なぜこのように公立幼稚園の待機が少なくなってしまったのか、というところ辺をどういうふうに分析されているのか、ちょっとお願いします。

例えば、私立幼稚園の保護者に補助金を3歳に支給しましたけども、こうしたこともちっと要因としてあるのかということもあります。ちょっとお願いしたいと思います。これは15番とあわせて質問とします。

それから16番、摂津音楽祭でございますが、先ほど委託の関係でいろいろ努力をいただいて、それで委託料が減りましたよ、下げることができましたよということでございました。また、これは多分、本選の日の参加していた合唱の人とか、ああいう人たちのことだと思わんですけども、ちょっと一般の方のためにそういう合唱を入れたりして、いろいろ工夫をされていますけども、それも摂津市の団体だったので、費用が入らなかったということでございますね。

事務報告書ですと、本選、予選を合わせました延べ入場者数というのは、平成18年度に比べますと、約200人多い640人の参加となっています。これは以前から参加が少ないということは非常に問題視をされていて、費用対効果と参加者の件が非常に取り上げられてきましたけども、それなりにやっぱり努力をされたから、僕は200人増えたんだと思うんですけど、この努力ですね、それか

ら先ほどちょっと予算として見てらっしゃった、その合間の出演していただけるような方のお願いとかも含めて、どのような努力をされたのかということをお示ください。

それから、17番目の文化振興計画策定事業ですけども、これは10年間の計画となっているんですね。進行管理を聞こうと思ったんですけど、1回目で答弁されてしまいましたので、3回目の質問を2回目にしたいと思いますが、摂津市文化振興計画ですね、サブタイトルも「水と文化をつなぐまち摂津」という大変美しいサブタイトルをつけていただいております、関係者の思いが大変込められた、そういうでき上がりになっていると思うんですね。中身も大変具体的な内容でございまして、それぞれ踏み込んで実効性も高いというふうに思います。どうかこれから市民の力を結集して、実現を目指して取り組んでいただきたいというふうに思います。関係者の皆さんに率先をして、担当課の方でも取り組んでいただきますことを要望とさせていただきます。

それから、18番の子ども見まもり隊事業でございます。見まもりワッペンを2,400枚購入をしているということでございます。この見まもり隊は、各小学校を中心として結成をされて、地域にどんどん広げていくというような流れをつくっているところでございますけど、例えばその一環として、今、市のPTAなんかでは協議をされていますけども、わんわんパトロールというのを今協議をして、何とか実現できないかということで協議をしておりますけども、この費用の中でこういったわんわんパトロールのグッズとして、例えばバンダナをつけるとか、そんなものをここへ入れてもら

ことができないのか、保険を掛けることができないのかということも検討の一つとしてできないか、一度この際、考え方をお示し願いたいと思います。

それから19番、総合的教育活性化事業でございます。

先ほど予算の配分についてのお聞きをいたしました。19年度、各中学校区でさまざまに活動をされていると思うんです。ただ、私の知っている限りでは、今までである活動とか事業に頭に、冠にすこやかネットをつけて、すこやかネット事業としたというのは、ほとんどがそんなんですね。実際にオリジナルといいますか、すこやかネットを立ち上げて、オリジナルでやったのは一つぐらいしか、多分、各学校1校あったらいいところだと思うんですけど、そういうオリジナル的にすこやかネットで本当に新たに、そのことで行っている事業というのがあれば、各学校の実績を一度お示し願いたいと思います。

実際、補助金が少なくなりますと、どちらかという予算がないですから、何となく細々と継続をしていっている感があるわけですが、このすこやかネットに対して大阪府はどんなビジョンを持っているのかということですね。それで、それに対してまた本市の教育委員会としてはそれを受けてやっているわけですが、今後将来、このすこやかネットのあり方について、どういうビジョンでもってこれから進めていかれることになるのか、ここで一度お示しをいただきたいと思います。

20番目ですが、放課後子ども教室推進事業でございます。

先ほどちょっとご答弁をいただきましたけれども、なるほどなあ、と思うところもありますし、ちょっと千里丘なんかは

わからないのかなということもありますし、これは私のうがった考え方でございますが、子どもって飽きっぽいですから、だからどんどん新しい興味を引くものを導入したり展開をしていかないと、すぐ飽きてしまうのかなということ、そういうのが数字に出てきているのかなと、私なんかはちょっとうがって見てたんですけども、一部は曜日を来にくい曜日に変えたというようなことが一つは原因だというふうな評価もありましたし、逆に言うと、来やすい曜日に変えたら増えましたというようなこともありましたが、そういうのも関係してくるのかなと思ったりもします。ただ、子どもたちというのは、それだけどんどん活性化させていかないと、なかなか来てくれないといいますか、飽きっぽいですから、その辺は努力をしていかなきゃいけないと思うんですね。

19年度の予算のときにも、いろいろ工夫をしていきますよという答弁がありました。公民館とか、それからその他の課とか、その他の事業と連携をしながら、どんなことが連携してできるかを検証していきますよという答弁でございましたけど、これはどのような結果になってきたのかということが一つですね。それをちょっとご答弁ください。

それから、毎年スタッフの募集、大変ご苦勞をされていることだと思います。これは毎回このことは質問に上がってくるんですね。本当に大変だと思います。今までさまざまにご努力をされて、先ほども議論の中でも努力の中身をちょっとご答弁ありましたけど、19年度の努力の取り組みについて、すみません、ちょっと、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

21番でございます。公民館の管理事

業でございますが、規約の中で3か月前というのが決まっています。ある申し込みを行っていらっしゃる団体、これは摂津市の音楽の関係の団体ですが、3か月前に申し込みをして準備をしても、200何席の準備するのにちょっと短か過ぎると。もう少し早く日にちを決めさせてもらえないのかということをやっと訴えられたことがあったんですけども、大ホールに限って、例えば、申し込みを6か月前に延ばすとかいうことができないのかということでございますが、摂津市公民館条例の施行規則には3か月としていますけど、「但し、委員会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない」というふうに但し書きがついているんですね。これは多分、摂津市が主催するときなんかは、但しになるのかもわかりませんが、特別な事情になるのかもわかりませんが、この項目、少し解釈を広げることにはできないのかということをやっと、どういう特別の場合とか、どういうことを言っているのかということをご答弁お願いできませんでしょうか。

それから、安威川公民館の大ホールという名前ですね、これは安威川公民館だから安威川公民館ですけど、それで大ホールから大ホールなんですけど、もう少し名前を文化のまち摂津らしい名前をつけられないのかという声もちよっと聞いているんですけども、正式名でなくてもいいんですけど、何とかホールとかありますでしょう、桜ホールとか泉ホールとか、いろんなコンサートをするとところなんですと、そういう名前をつけている会場があるんですけど、例えばセッピィホールとか、いいかどうかわかりませんが、そういう安威川公民館大ホールではなくて、何とかホールというふうな愛着の持てる

ような文化のまち摂津にふさわしいようなホールの名前というのはできないのでしょうか、ちょっとこれもあわせてご答弁をお願いします。

それから22番、市民図書館の関係ですが、先ほど登録人数と開館の体制もお聞きをしましたけども、休日の日曜日の次の月曜日が、今、休館日になっていると思うんですけども、ところが、月曜日が祭日の場合でも休館日なんですね。やっぱりこれも休館日はできたら開けてほしいという、祭日の日は開けてほしいという声をよく聞くんですけど、この祭日の扱いについて、日曜日と同じように、その次の日を休みということにできないのかなと思うんですね。例えば、日・月と休みだったら火・水と休みになるとか、とにかく祝日も次の日が休みというふうに、単独で祭日があれば、その翌日が休みとか、そんなふうにはできないのかなという声をよく聞いているんですけど、一度その辺、人的な面とか踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、23番でございますが、子ども読書活動推進計画についてでございます。

先ほど19年度についての会議もやられたということでございまして、各課に施策調査表を出していただいていますというようなことでございます。これはぜひまた一度後で見せていただきたいと思います。そういうふうにはきちっとやっただけでいるということでございますので、これはこれからも毎年きちっとやっってください。毎年聞きますから。やっぱりこういうものをつくったら、必ず実現に向けてきっちりと精査をして、評価をしながら、できている、できてないということを明確にしていくことが僕は大事だと思っています。ですから、20年も

やってくださいね。

それでちょっと中身について、読書推進計画の中身について、2点ほどお聞きをしておきたいと思います。それはこの中にもありますが、公民館の読書環境の整備と充実ということでございますが、この中にブックコーナーの充実を図るという項目がございます。これは19年度ではどのように取り組みをしていただいたのでしょうか。これは多分、公民館の隅っこにあります本棚が置いてあって、そこに本があって、子どもが来たときに見えるようにしていただいている分だと思うんですが、充実を図るとなっていますので。

それから、もう1点は、公民館の関連のところで、千里丘公民館で年間図書の貸し出し、それから返却の窓口を行うと、こういうのがあります。これはずっとやっていたいていますんですけども、19年度の年間の貸出冊数、返却冊数はどのようになっているのか。それから、ちょっと前のところ辺から、前年から推移が増えてきているのか、減ってきているのか、その辺もあわせてお願いをしたいと思います。

それから、24番目の教職員の関係でございまして、先ほど新任の教職員の数を聞きました。結構、この5年ぐらいで、特に小学校は随分たくさんの方が新任で来られた。学校を見たらわかります。若い先生が結構たくさんいらっしゃるんでわかるんですが、今、学校を取り巻いている環境といたしますと、新任の先生とか赴任が2年目とか3年目とか、結構新しい先生が学校に7人、8人おいでになりますね。これはこれからどんどんまた加速をしていくんだと思うんですね。

逆に、経験のある先生が退職をされていく。そして、講師の人でも結構経験の

ある人がいらっしゃるんですけど、そういう講師の先生も一部は先生になって、若干採用試験が受かったりして先生になっていくというような現象もありまして、なかなかそれも減ってきています。

それから、非常勤の若手の先生もだんだんこの制度が廃止になってきますから、学校から辞めはったらいなくなるという、そんな状況になっていきますね。これはどういうことが起きるかといいますと、経験の少ない、ほとんどないようなそういう先生が担任をされるわけです。来られて担任をされるわけです。どんどん若返っていきます、そういう意味では。

ところが、なかなか担任の先生、若い来ばかりの先生というのは心の余裕もありませんし、来て1年目なんかは目いっぱい背伸びをして担任を、クラス経営は大変ですから、持たれるわけですけども、そういう状態が起こりますね。なかなか相談する先生もだんだんと減ってくるわけです。そういう学校全体としては、どんどん若返るかわりに、そういう経験を積まれた方がどんどん減ってくるという、アドバイスできる方が減ってくるという、そういう時代に入ってきてきているなという気がするんですね。

一方では、教育改革を今、一生懸命やっていたいておりまして、先生の研修とかレベルアップ、意識アップの展開をしていただいておりますけども、それとは逆に、新しい先生に入れかわっていくということで、マイナスも出るということですが、しばらくその人たちが育てて力をつけてくるのを待たないといけないというような、そんな部分も。それがうまくバランスが合っているのかどうかということですけども、そのスピードは結構早いんじゃないかなと私は思っています、この入れかわるスピードがね。せっ

かく一生懸命やっても、なかなかある程度、それが育ってくるまで、前進しているのかどうかわかりにくいなという時代が続くんじゃないかなと思っているんですね。これは何も摂津市が悪いわけでもないんですけども、構造的な問題ですね。先生がどんどん入れかわるんだから、そんなことになってくるんですけども、大阪府の採用についても、このところ多く採用されていますから、こういうことになるんです。

ふつう一般社会では、採用されてすぐ現場へほうり込まれて担任を持つというか、そんなことはなかなかないですね、普通は。大体3か月、半年とか研修を受けて、ある程度、技術とかいろいろなことを教えてもらって、それから現場に出て、それも見習いという形で出て、それでやっていくということになると思うんですけど、学校の世界だけは、来たらいきなり、数週間は研修を受けはるんでしょけど、いきなり担任とか、ボーンとほうり込まれてしまうというような現状で、ある意味では大変だなという気がいたします。それでうまくいく場合もあるし、うまくいかない場合もありますね。だから、そういう現状になっているなということを、私は非常に学校の姿を見ていて、これからもっともっとそういうふうの問題が起きてくるんだろうなというふうに思うわけです。

これは、どのように教育委員会としてこれを采配されていることになると思いますけど、どんな認識をされているのかということと、こういう実態の中で学校園の配置を決めていかなあかんわけですね。固まらんように固まらんように、経験度とかいろいろなことを考えてやっていらっしゃると思うんですけど、どういう基準でやられているのか、ちょっとご

苦労話をひとつ教えていただきたいと思うんです。

それから、やっぱり先生方が、そうは言っても、いろんな雑用とかいろんなことからできるだけ少なくして、思う存分、子どもたちに向き合ってもらわないといけないわけですけども、ちょっと19年のときにいろいろ話をしますと、その答弁では、府の元気な学校支援事業というのがあったんですかね。それで、中学校区でOBの教員とか地域人材とか大学生なんかの総合的な支援チームを組んで派遣をするようなことが取り込まれつつありますという答弁がありましたけど、これは経験の薄くなっているようなところなんかだったら、こういう支援をしていただけるようなことになるのかどうかわかりませんが、この辺のこともちょっとあわせて一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、25番です。就学援助についての受け付けの時間帯の話ですけども、今までもいろいろ議論がなされていますけども、時間帯を延ばさなくても十分うまくいっていますよということかもわかりませんが、毎年そういう少し延ばしてほしいという声が挙がってきています。

これは、例えば将来的に電子行政がもっと進んできて、わざわざ来なくてもインターネットで受け付けができるとか、そういうふうに切りかえていくのも一つの方法だと思いますけども、なかなか世のお母さん方もお忙しいですから、仕事をされたりしてね。ですから、その辺のこともよく配慮していただいて、時間を延ばすということも一つの選択肢ですし、早期にそういう受け付け方法をもう少し簡略化するというようなことも一つの方法ですし、この辺は問題点として今後取

り組みを進めていただきます。これは要望としておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後4時35分 休憩)

(午後4時36分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会します。

(午後4時37分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 森西正